
令和6年大和町議会6月定例会議会議録

令和6年6月5日（水曜日）

応招議員（16名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

出席議員（15名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
4 番	平 渡 亮 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 4 番	大須賀 啓 君
6 番	森 秀 樹 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 6 番	今 野 善 行 君
8 番	犬 飼 克 子 君		

欠席議員（1名）

1 1 番	渡 辺 良 雄 君
-------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係	相 澤 敏 晴
主 任	櫻 井 郁 也	主 事	佐 藤 み な み

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 会

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

定刻前ですが、皆さんがおそろいですので、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番大須賀 啓君、15番児玉金兵衛君を指名します。

ここで、昨日の一般質問において10番今野信一君の一般質問に対します回答を修正したいとの申出がありましたので、ここで発言を許します。

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、おはようございます。それでは、お願い申し上げます。

昨日の今野信一議員からの一般質問の冒頭のご回答の中のちょうど真ん中あたりになるかと思いますが、その中で1小節、修正をさせていただきたいと思います。どのあたりからと申しますと、市街化区域外の人口は7,043人ですというくだりのその後の文節となります。昨日申し上げましたが、「また、平成27年度の地区別人口を基準に令和42年度の人口推計を行いますと、市街化区域である吉岡、もみじ、杜の丘地区の現状の人口はおおむね維持するものの、農村集落地区は、有効な施策を実施しなければ、人口は半減するものと考えております」と昨日申し上げましたが、この中の文章を、「また、平成27年度の地区別人口を基準に令和42年度の人口推計を行いますと、有効な施策を実施すれば、市街化区域である吉岡、もみじ、杜の丘地区は、現状の人口はおおむね維持するものの、農村集落地区は、人口は半減するものと考えております」という内容に修正をお願いいたします。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

10番今野信一君。

10 番 （今野信一君）

有効な施策を実施しても農村部は半減するということで、大変厳しい現実であると捉えました。ぜひとも有効な施策以上のものを考えていただきまして、その格差というものを縮めていっていただける町政というものをご期待申し上げます。

以上です。

日程第2「一般質問」

議 長 （今野善行君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

4番平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

このたび町民の皆様のご支援によりふるさと大和町のために働く場を与えていただきました。これから大和町の発展と町民のために精いっぱい努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、3件の質問をさせていただきます。

1件目の質問です。大和町の認知度向上についてです。

情報の獲得は、年代別により方法が変化し、異なります。庁内における広報戦略の一つとして、町報たいわの全体の年齢層に向けて行っていると言えますが、年代が上れば上がるほど好む傾向にあるようです。行政として情報を伝えることは責任の一つと考えますが、年代に合わせた広報をしっかりと行うことが必要だと思っております。

また、町外の皆様へ大和町をより知っていただくために、町外に向けた広報の取組を行う必要があります。今後の大和町のために伝えるという目的を、しっかりと戦略を練り実行していくことが今の大和町には必要であると考えますが、町長のお考えを伺います。

要旨1、町内に向けた現在の広報と今後の取組について。

要旨 2、町外に向けた現在の広報と今後の取組について。

要旨 3、広報戦略を行うための組織体制について。

以上となります。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。

それでは、平渡 亮議員の大和町の認知度向上についての質問にお答えをいたします。

人口減少、少子高齢化が進む中、全国の市町村では、住んでもらう、訪ねてもらうために様々な取組を行うなど、認知度向上を図っております。近年、本町の認知度を高めたものとして、平成28年に公開された映画「殿、利息でござる！」は、吉岡の史実「国恩記」を基に映画化され、本町でも町内外に向けてイベントを行ったところがあります。

また、様々な機関が市町村のランキングを実施しておりますが、自治体四季報が主催をする自治体の経営力を数値化した全国優秀自治体ランキングにおきまして、本町は、2020年、2022年度におきまして総合1位となっております。これは、住民の持続可能な幸福を実現する力、経営力を数値化したものでありまして、移住・定住を考えている方へのPRにつながるものであると考えております。

この2つの例は、町は間接的に関わっておりますが、他者が行ったものであり、大和町自身が直接行う情報発信の取組に当たっては、広報の発行によるところが大きいものと考えます。広報の目的は、地域の方々に町の情報を伝える、地域の方々が必要としている情報発信、地域住民、企業、行政をつなげる、そして、地域外の方に情報発信、PRしていくものと考えております。

それでは、1 要旨目の町内に向けた現在の広報と今後の取組はにつきましてお答えをさせていただきます。

現在の広報たいわでは、紙面24ページを基本とし、毎月発行をしております。紙面構成では、町民の方へ町の施策や情報をお伝えすることではありますが、その中に特集を組み入れることとしておりまして、本年6月号では、七ツ森の主峰、笹倉山を取り上げており、町民の方が知らなかった部分を伝えられればと思っております。

また、令和3年9月号では、認知症について特集を組み、その号は、日本広報協会が主催をする全国広報コンクールへの宮城県からの推薦にも選ばれたぐらいの力が入った広報でありました。

今後におきましても、町民が親しみを持って読んでいただける内容であるよう充実を図ってまいります。

次に、2要旨目の町外に向けた現在の広報と今後の取組はについてお答えをいたします。

ペーパーレスの時代ではございますが、町の広報も、高齢者に読んでもらいやすいよう紙媒体で作成している現状であります。あわせて、広報たいわは、町のホームページでも閲覧できるものとしておりまして、広報の目的でも触れましたが、地域外の方に情報発信、PRする手段の一つでもあります。1要旨目でもお話ししました特集笹倉山は、町民に限らず町外にお住まいの方、企業にも町のPRとして伝えられたものと考えます。

また、町ホームページは、今年3月により見やすく情報発信ができるよう更新を行っており、併せてX、LINE、Facebook等のSNSとの連動も重視したものとしております。

次に、3要旨目の広報戦略を行うための組織体制についてお答えをいたします。

現在は、総務課の広報係におきまして広報たいわの編さんに当たっております。戦略という部分で考えますと、冒頭の広報の目的でもお答えをしました、地域の方々に町の情報を伝える、地域の方々が必要としている情報発信、地域住民、企業、行政をつなげる、そして地域外の方に情報発信、PRしていくということを確実に実現していく必要があると思っております。町職員の全体の構成を考えますと、単に増員ということではなく、各課からの職員で構成いたします広報編集委員会の中で、今まで以上に戦略という部分での関わりを重視させてまいります。広報以外では、毎年1月に放送される「みやぎふるさとCM大賞」にも毎年応募させていただいておりまして、町のPRに向け入賞すべく採用2年目の職員がCMを制作する任に当たっております。

また、今年は、七十七銀行様と株式会社W TOKYO様が主催をされるEMPOWER MIYAGI 2024にエントリーをすることといたしておりまして、これは、県内9の市町村と県内3大学の学生が協力をして地域の魅力を発信する内容のTikTokの動画を作成し、最優秀作品は、東京ガールズコレクションにて放送されるというものであります。産学官金連携による若者と自治体との接点を創出し、地域の魅力発信等を通じて若年層の人口流出を防ぐことという目的により開催されるものでご

ざいまして、町としてもこういったものに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

これらのほか複数のメディア等との連携を進めていくことにより、町の認知度を高めるために全庁的に情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

それでは、答弁について質問をさせていただきます。

要旨1についてです。

広報たいわに關しましては、私も熟読しておりまして、笹倉山の特集も既に拝見しております。素晴らしいものだと考えております。高齢者や読み物が好きな方にとってみれば、素晴らしい広報だと考えております。ただ、20代、30代、子育て世代であったり忙しいお母様方であったり若者たちは、それを読む機会というは、なかなかないと考えます。それで、町でもX、LINE等で、今、広報を拡充する取組をしていると思いますが、お聞きしたいのは、まずXとLINEのXはフォロワー、LINEは友達の人数を教えてください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、平渡議員の再質問にお答えをしていますが、詳細につきましては、担当課である総務課長から回答させます。お願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えいたします。

現在、手元に数字を押さえておった資料を持っておりませんでしたので、後ほど数字はお答えさせていただきます。大変申し訳ございません。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）
自分も調べてあるんですけども、Xが1,820、アサヒナサブローが897、LINEが826の友達がおります。
まず、このSNSの開設に当たり数値目標、何人にフォロワーになっていただきたくて何人に友達になってもらいたいという数値目標を定めたのかお聞きします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの質問につきましても、開設が結構前だということもありまして担当課の総務課長より回答させます。

議 長 （今野善行君）
総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）
それでは、平渡議員の質問にお答えいたします。
今年の3月に更新を行ったところでございます。令和5年度中にその更新の作業を進めた中で、当然、現在の時代、そういうSNSとの連動が必要だということで3つの部分で連携をしておりますが、数値目標という部分は、なかなか設定するのが厳しいので目標はございませんでした。ただ、職員の集まる会議での登録、友達、フォロワー、フォロー、そういう部分については伝えておりまして、職員を通じて一般の方の登録もお願いしたと、そういう部分でございます。
以上でございます。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

ここで責めるとかそういうことではなくて、これからのことの話とさせていただきます、やはりLINEは、昨日もおとといも同僚議員のお話でありましたが、防災無線との連携であったり、社会福祉を守るための活動であったり、情報の発信はあったほうがいいと思います。LINEのSNSの利用率は、SNSを利用している方々のパーセンテージは94%です。高齢者も利用できるSNSであります。さらに無料です。これは、使わない手はないと考えます。そのときに、やはり広報活動の中で友達登録のあっせん、これはもう区長も含めた上で様々なところをお願いをし、URLを載せてもなかなか高齢者は難しいので、そこは資料、紙1枚でもいいとは思いますが、そういう活動をしていただければと思います。

それでは、要旨2に移らせていただきます。

要旨2でございますが、ホームページはよくなっていると思いますが、XとLINEで連動していると。ここでFacebookと書いてありますが、これFacebookはやっていないですよ。やっていないと思います。そこにこれからどのような形で取り組まれていくのかというのを教えていただきたいです。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、確かにSNSと連動は図っておるものの、数値的な目標的なところがなかった点、私も、今、把握をしたわけではありますが、もう少し若者向けの認知度を意識しますと、もう少し意識をしていく必要があるというところで改めて感じた部分と。

あと、具体的に一般の方にもどういう形で今お知らせをしているかというところもちょうとご紹介をしたいと思うんですが、例えば物産協会等々で行うような物品販売のイベント等で、近々ですと先々週になりますか、ベガルタ仙台のサッカーの試合のホーム戦のイベントがありまして、その際に物品販売等をさせていただいたんですが、その中でお買物を1,000円以上していただいた方またはLINE等の友達登録をして

いただいた方にガチャガチャのプレゼント企画をやったりとか、そういった中で進めさせていただいております。

F a c e b o o kとの連携を今後どう図るのかという部分になりますが、ソフトが3種類、4種類といろいろある中、加えて、昨日のお答えでもちょっとさせていただいたとおり、今、県もいろんなアプリ等々の普及をされているものとどう連動していくのかという部分を、もう少し研究をこれからしてまいりたいというところでありまして、具体的にこういう形というところは持ち合わせていないものですから、これから研究させていただきたい思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

S N Sですけれども、XとかL I N EとかF a c e b o o kとかI n s t a g r a mとか、あと、要旨3出てきますがT i k T o kとか、こういうものは、一度つくってしまえばそのまま連動型でいけるので、さほど作業の事務手間は少なくて済むと思います。I n s t a g r a mであれば、これはもうXに出すもの、L I N Eに出すもの、同様な形の一つの写真なり資料があればすぐにできますので、そこは町長も研究なされていくということでございますので、要旨の3に移らせてもらいたいと思います。

広報編集委員会で毎月24ページにわたる広報たいわをつくるのは、非常に大変だと思うんですけれども、これは外部委託が入っているかどうか教えていただきたいです。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今現在は、外部委託は全くせず全て職員で校正しておる状況でございます。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

職員であれだけのものをつくられている、素晴らしいことだと思います。総務課長が本当に大変なんだろうと思うぐらい大変な労力だと思います。

ここですが、町民目線で見たときに、あの広報は、ただ冊子と思う、大体誰かがつくっている、これが職員の皆さんでつくっているということは、到底知らないと思うんです。ただでさえ職員の方々の業務がいっぱいある中でここに時間を割くというのは、これは、例えば外部委託をするということも含めた上でその交渉をしていただいて、チェックだけ、企画だけぐらいの感じの契約の仕方もあるとは思うんですけれど。

そこと、あとはこれから、要旨3の説明にもございましたが、「みやぎふるさとCM大賞」、これは職員の新人の方々の自分たちの仕事に誇りを持つ、大和町を愛するというこの醸成の意味でも、これは、やるのはいいのかと思いますが、この忙しい中やるのも大変だと。

T i k T o kでございますが、これは、EMPOWER MIYAGI 2024に参加するということでございますが、これに関しましても職員の方々がやるとなると、本当に大変だと思うんです。ただ、やり方さえ覚えるとそうではないという、他自治体の話ではそうらしいんです。この広報編集委員会に若手職員の方々を集めて、広報たいわの委託の比重をうまく上げて、そっちのSNS戦略等をするお考えがあるかどうか、町長、お聞かせください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今年度に入りまして職員の業務量もかなり負荷がかかっている状況もある中、まさに職員だけで全てを、ゼロからの編集を職員だけでやっていいのかというところの議論を始めておるところでありまして、一部その編集をもう丸投げされている自治体があるのも、正直、事実であります。ただ、内容的には、もちろん精査をするという意

味では、大きな柱になる部分の確認等々を含めて職員の委員会、広報委員会は、もちろん機能はさせていかなきゃないんであらうという思いであります。どちらかというと、若手の職員というよりは中堅の職員、もちろんその中には管理職も入った中で編集をさせていただいておまして、間違っただけをお伝えするわけにもいかないというところがありますので、そういった体制で、今、検討を始めているところであるという旨をお伝えさせていただきたいと思いますのと。

あと、みやぎふるさとCM大賞のところなんですけど、他の市町村もそうなんですけれども、もともと大和町生まれ、地元生まれの職員の比率が下がってきている状況にもあります。以前までは、入庁1年目の職員で作成をいただいていた時期もあったんですが、コロナの影響も加わり多少ずれた部分もある中、1年仕事をしてみた中でまちを再発見していただくという意味合いもあって、企画の段階から同期会的な形で、今年の作成している部隊は2チームで競っていただいている感じでやっていただいているんですが、まちを再度確認していただくという意味でも、職員にやっていただくことは意味があるのかなという思いであります。

加えて、EMPOWER MIYAGI 2024に関しては、本当に希望者、特に若手の希望者を募って、これまでの広報誌とは違う、あまり見ない若い層を、いかにまちを知っていただく材料になるのかという意味で、まず試験的にあえて挑戦をいただいている状況で、本当に若手職員で構成をさせていただいております。

以上であります。

議長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

ぜひ前向きに様々なことの取組、あとは、町長もおっしゃられましたが、あまり業務過多にならないように、うまく任せられるところ、投げられるところ、チェック機能だけをしっかり役場に落とし込んで、あとは、クリエイティブなところはクリエイターに任せるとか、そういうやり方がこれから必要になってくると考えます。

それでは、2件目に移らせていただきます。

習い事補助金創設の可能性についてです。

大和町の未来を考えた際、子供たちへの投資、教育の充実は必要不可欠です。その中で今年度から中学生向けの各種検定料補助事業が実施されています。その事業の前

提として、日々の学びの機会を設けることも大切であると考えます。そして、子育て世代の経済的負担軽減と教育格差の是正にもつながります。特に、小学校高学年の大切な時期の学びの機会と放課後の居場所の確保にもなると考えますが、町長の考えを伺います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは平渡 亮議員の習い事補助金創設の可能性についてのご質問にお答えをいたします。

文部科学省が行っている子供の学習費調査では、保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費などについて隔年で調査を行っております。公表されております最新の令和3年度調査結果では、人口規模が10万人未満の市町村の場合、1年間に学習塾費として保護者が支出した平均額は、公立小学校の場合は4万5,647円、公立中学校の場合は16万7,295円となっており、学年が上がるほど支出額は増える傾向にあります。このほかにも様々な習い事を利用している場合、さらに支出額が増え、保護者の経済的負担が大きくなる状況にあると伺えます。

このような状況への対策として、県内でも子供が塾や習い事を利用した際に要する塾代等の一部を補助する事業を行っている自治体もございます。本町では、児童・生徒が確かな学力の向上を進める上での重点目標として、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、基礎・基本となる知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力の育成、学習支援の向上と学習習慣の確立を図り、挑戦する力の育成と児童・生徒の学力向上を目指していくものとしております。

その中で、学校での授業以外での様々な学習サポートをする事業を行っておりまして、町内の各小中学校で放課後自習教室とサマースクールという事業を実施し、地域未来塾及び支援員と呼ばれる地域ボランティアの方々と共に対象学年の子供たちの学習生活の定着、学ぶ力の向上のためのサポートをしています。

また、町内の中学3年生を対象に土曜学習、まほろば塾という事業を実施し、プロの塾講師による高校受験に向けた実践的な学習を提供し、習熟度別のクラス編制で学習の効率化を図っております。さらに、今年度から、生徒が自ら目標を立て学びを進める意欲の向上を図ることと何度もチャレンジをする姿勢を培うため支援するものと

して英語検定、漢字検定、数学検定を受検した中学生の保護者に受験料を支援する各種検定料補助事業を実施しているところであり、これからの事業のほかにも児童・生徒の学力向上に向けた様々な取組を行っているところでもあります。

次に、小学校高学年の放課後における居場所に関する部分につきまして、本町では、保護者が昼間仕事等で家庭にいない場合に利用できる放課後児童クラブが8か所あります。そのうち吉岡児童館放課後児童クラブ、よしおか放課後児童クラブ、もみじヶ丘児童館放課後児童クラブ、杜の丘児童館放課後児童クラブの4か所は、施設等の状況から対象年齢を小学校1年生から4年生までの児童としております。そのため、吉岡小学校及び小野小学校に就学をする小学校5年生から6年生までの児童が登録できる放課後児童クラブがない状況となっております。このことから、今後、放課後における居場所の確保を優先に児童・生徒の学びの機会の確保についても研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

それでは、答弁に対しまして何点か深掘りをして質問をさせていただきます。

まず、教育の充実、これは、移住・定住のことも含めた上で、教育は、やはりまちの柱になると考えます。子供たちがしっかりと教育を受けられるまちは、これから選ばれるまちになっていくと考えます。先ほど広報の話をしましたが、やはり大和町でこれから大切なのは、発信だと私は思っております。皆様職員の方々の働き、行政サービスを町民が知る、そして町外の方々は観光であったり、そして教育がどれだけ充実していたかということを知る、それにより選ばれるまちになってくると思います。そのときに、学校の教育はこれからしっかりとなされていくと思いますが、そこも、これから質問もちょっと考えてはいるんですけれども。

まずは、習い事ということの補助金事業に関しまして、大和町が教育に力を入れている、学びに力を入れているという発信をするインパクトが必要だと思ひまして、思い切って今回の質問にさせていただいています。なかなか厳しい数字です。他の自治体でやられているものを見ると、大体2,000万円から3,000万円の予算の組立てが必要になってきます。南房総市が一番活発に行われているんですけれども、ここは全国で

一番最初にやったところで、そこに倣ったのが、女川町が倣っています。女川町は、4歳から18歳までの習い事を5,000円と3,000円で、学習が5,000円、習い事が3,000円で区切っています。そのような形で多分PRしていると思うんですけども、町長、これからの大和町の子供たちの教育でひとづくりプロジェクトというのがございますが、そのプロジェクトだけで今足りているかどうか教えてください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

平渡議員がおっしゃるとおり、まちの将来を考えた場合に、やっぱり子供は宝でありまして、子供、児童・生徒の学びの提供、これが本当に今後のまちの将来を決めていくと言っても過言ではないという思いで伺ってございます。

そういった中で様々な取組があるかと思うんですが、いろんな自治体、若い世代の方に定住・定着をしていただけるよう様々な取組をさせていただいております中、比較的、大和町は、これまで医療費等の18歳までの無料化でありますとか、加えて給食費の無料というところも早めに実行をしてきた地域ということになってございます。

今後というところでは、そういった学びの多様性に向けたところに力を入れていく必要があるんであらうと思いますし、決して十分とは言えない部分がある中、町内にいろんな企業様方に進出いただいております中、実際に小学生、中学生の時代からいろんな企業様の工場であるとか、いろんな志を、どうしてそういう会社を起こしたんだ、どうしてそういう製品をつくったんだという、いろんな現場から学んでいただく機会も持ってございまして。ただ、今、中学生のある学年、2年生限定とかでやらせていただいている部分もあるわけではありますが、そういった中で企業様のお力も借りながら、ほかではなかなかできていない学びの場も、こうやって提供もさせていただいているわけではありますが、その他のところに関しても、もちろん継続的な安定した財源の確保も必要になってくる部分もあるかと思しますので、これからまた研究してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

未来への投資の話で子供たちの話をさせていただきましたが、これは経済面の支援にもつながります。経済面の支援とは何かというと、事業者を登録させて習い事をする。つまり、今、主婦層であったり、なかなか子供がいて働けない人であったり、あとはキャリアアウトをした人、退職した人であったり、そういう人たちで習字であったりそろばんであったりを教えられる、またはスポーツを教えられる人、サッカーでも野球でも指導者の、そういう人たちの習い事にもこの習い事事業というのは使える。これは、これからの地域移行の部活動も含めた上での取組の醸成になると考えました。様々な面で習い事補助金というようなお金の面が出てきますが、これは、まち全体で子供を育てるというその姿勢にも表れてくると思います。地域の方々、例えば、放課後学習をこれから充実させるために、吉岡小学校、小野小学校の5・6年生の問題を挙げていただきましたけれども、これに関しまして、放課後学習を充実させてもらって、週1回でも2回でも、これはまほろば塾と合体する形になっています。外部の講師を入れていただいて、学校が厳しかったら近くの公民館で行うとか、そういう工夫も必要になってくると思います。これも習い事の一つに入れてもらう形で、臨時的でもいいのでそういうことでだんだんとやっていく。そして、ふるさと納税をしっかりと頑張ってもらって、SNSでどんどん増やしていただいて、そしてこういうものに使えるようなまちになっていただければと思います。

それでは、次の3要旨目に移らせていただきたいと思います。

産学官連携についてです。

これからのまちづくりについて、産学官連携の推進は必要不可欠と考えます。大和町内には黒川高校があり、大和町との連携を図ってきたと認識しています。今後の学生との連携を考えた際に、大和町外の高等学校や大学との連携については、積極的に行うべきと考えます。大和町で学術研究、学生のフィールドワークやボランティア活動を実施していただくことで、若い世代の視点によるまちづくりや様々な事業の充実、移住・定住につながると考えますが、大和町の取組について町長の考えを伺います。

要旨1、今までの高等学校、大学との連携した実例について。

要旨2、今後の高等学校、大学との連携の可能性について。

以上です。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。答弁を求めます。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、3問目にお答えをする前に、一言、先ほどの学び支援のところになりますけれども、まず、親御さん等の収入にかかわらず、幅広く宝である児童・生徒の皆さんに学びの場を提供したいという思いがございます。そういう中で、土曜等のまほろば塾等に町内の大学生の方のお力をお借りしながら、本当に費用がなく、どなたでもやる気のある方が学べる場をもう少し充実させた後、検討してまいりたいという思いで伺っておりました。

それでは、続きまして、産学官連携についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1 要旨目の今までの高校や大学との連携した事例につきましては、初めに、黒川高等学校との連携でございますが、平成28年6月に改正公職選挙法が施行され選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、町で平成28年6月に黒川高等学校におきまして模擬投票等を含む出前授業を実施し、平成30年度からは宮城県で実施している状況であります。

また、就職支援といたしまして、地元企業や大和町がそれぞれ就職説明会を開催しておりましたが、令和3年度から地元企業や大和町等の観光庁が一堂に会して黒川地域産業説明会を、大和町を含む十数社が参加をし、会社等の概要の説明、就職支援を行いました。地元への就職者が令和3年度は22名でしたが、令和4年度は44名に倍増する等の成果を挙げております。

また、仙台育英学園高校とは、全国高等学校書道パフォーマンス選手権大会で毎年優秀な成績を収めている書道部が令和5年度の第29回まほろば夏まつりに出演していただきまして、和太鼓のリズムに合わせた華麗な演技をご披露いただきました。

次に、大学との連携でございますが、宮城大学とは、平成27年から29年度までの3年間、宮城大学地域連携センターへ職員を派遣し、県内市町村の総合計画や地域交通計画策定や地域課題解決に向けての支援を行っていただいたところであります。

また、平成27年7月24日、地域包括連携協定を提携し、平成28年度には、学生45名8チームが、事業構想学部 of 生徒21名3チームと食産業学部 of 9名2チーム、さらに看護学部から15名3チームの方に分かれて大和町をテーマにいたしましたまちづくりコンテストを実施していただき、それぞれの学部の専門性を生かした、地域の魅力や資源等を生かした提案をいただいております。

平成29年度には、大和町の国道4号と吉田川が交差をする高田橋付近の町の玄関口に位置する現在のシンボルタワーのデザイン案の作成や、地域フィールドワークとしまして吉岡、宮床、吉田、鶴巣地区でそれぞれ学生が見学等を行い、地域の課題や魅力等について発表等を行っていただきました。

また、平成25年度、厚生労働省の地域における保健師の保健活動についての周知に基づきまして、毎年、看護学部の学生30名程度、地域看護における実践能力の取得のため臨地実習の受入れを実施している状況であります。

また、仙台大学とは、平成25年8月7日に地域協力に関する覚書を締結し、各地区の健康推進事業を实践していただいております、平成25年度、26年度については鶴巣地区、平成27年度、28年度は吉田地区、平成29年度から令和元年度は宮床地区、令和3年度から令和5年度は落合地区で実践が行われました。

また、平成26年度から生徒・児童の放課後自習教室や中学生の高校受験対策としての大和町地域未来塾を、令和5年度は9名の町内在住等の大学生がボランティアとして協力をしていただき、令和6年度も町内全ての小中学校で実施させていただく予定でございます。

2 要旨目の今後の高等学校、大学との連携の可能性についてでございますが、黒川高校からは、黒川地域との連携による産業界、行政等が連携をして地域を担う人材づくりを目的とした教育活動を展開するために連携した活動を実施したいとの申出があったところでありまして、今後、地元企業、黒川高等学校生徒と連携をした活動を検討してまいります。

次に、大学との連携でございますが、宮城大学とは、現在、コロナ禍で休止となっておりまして地域フィールドワークにつきましては、令和7年度、実施再開できますよう、今、大学側に打診を行っておるところであります。

また、今後、見直しを予定しております第五次総合計画につきましても、ワークショップメンバーに学生を推薦いただくよう調整してまいります。

仙台大学との健康づくりモデル事業につきましても、各集落での実践活動が一巡しておりますことから、今後の事業について本年度協議し、新たな計画策定を予定しているところであります。

学校との連携につきましては、今後も卒業生や関係者のご協力を頂戴しながら、学生が将来、社会人として活躍するための実践力を身につけるための有効な手段と考えており、まちにも新たな視点でのまちづくりが行うことができることとなるため、行政制度改善や地域協働等による実践ができることを意識し、お互いのメリットを生か

した連携活動になるよう今後も努力してまいります。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）
それでは、質問をさせていただきます。
まず、要旨1です。

要旨1について、黒川高校との連携に関して私も調べさせていただきまして、存じ上げておりまして、宮城大学の活動はすばらしかったと思います。そこで、例えば1位でお茶の栽培であったりという案とかいろいろ出たと思うんですけれども、その後のアフターフォローはなされたのかどうか教えてください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。
特に今のお茶のお話でございました。私も気になってフォローしたところであったんですが、残念ながら茶畑が、その当時のものがどこにも残っておらなかったというところから、具体的なプロジェクトの完遂には至っていないという認識でございました。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）
実現はなかなか厳しいものだと思うんです。やったことに対しての町としての回答であったり、その子たちとのつながりであったり、そういうことを、継続性はこれから必要だと思います。その高校、大学といろいろやっていく際に、ボランティアということに関しましては、見ると高校、大学のボランティアの例がありませんけれども、ボランティアというものはあるんですか。高校からとか、大学からという、

意識の高い子たちが自分で来るんじゃないくて、学校としてという形の連携はございましたか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
まず、先ほどの最初の答弁に追加になりますけれども、確かにそうです。実際に提案いただいた事項が実施に移ることが、イコール継続することで、よく言えば、大和町に興味を持っていただいて、職員として活躍していただけるであるとか、そういったつながりをもっと大事にしていくべきであろうという思いで、なおそういう思いを強くして伺っておりました。

ボランティアでありますけれども、基本的には、強制をして来ていただいているわけではないので、一応、連携協定がベースにはなっているものの、フィールドワーク等に参加いただいた生徒・学生たちは、ボランティアであったのではないのかという認識であります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

ご説明いただきました黒川高校と宮城大学との関わりで町長のほうから継続性の話があったので、要旨2に移らせていただきたいと思います。

黒川高校、宮城大学以外の高等学校、大学との連携でございます。仙台大学にしましては、柴田町、大河原町と学びの連携、これは、学部は体育学部のほかに福祉学部というのもあるんですけれども、学部独自でも連携がしっかりとされています。大和町は、宮城大学と包括連携協定を確かに結んでいます、宮城大学は大崎市であったり他自治体ともたくさん結んでいます。黒川高校は、多分地元なので連携の協定は大和町だけだと思いますが、黒川高校のある黒川全体ということを考えると、やはり大和町民の高校生として富谷高校も出てくると思います。そして、何より私立の高等学校、これが実は自治体との連携を求めています。実は、私、前職でそっち関係、

教員だったんですけれども、そこを仕切っていた人間で、いろんな組織と組むときに自治体と組むのが一番安全なんです。安心できるんです。そして、これは一番PRになるんです。これは何がしたいといって、何がしたいか分からない子たちを町が受け入れるんです。例えば福祉分野、勉強を教える分野、いろいろあると思うんですけれども、そういういろんな学校と組むお考えは、町長、ございますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本当に学びの場は多様であって、町内に在住されている生徒、高校生も、私立に通われている方もたくさんいらっしゃいますしという中では、いろんな形で協定は、広く進めさせていただくのは、拒むものではないという思いもありますし。先ほど申し上げなかった中でも、今回いろいろ東北学院大学とも一部マーケティング関係の統計学等でのお手伝いが何かできないかみたいなお話で、今、お願いもちょっと打診をしておるところがあったり、何らかの組める部分があれば拡大をしてまいりたいという思いでおります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

前向きなご返答、大変うれしく思いますが、そのときに町の姿勢として、まず高校生が求める、これは戦略的なことになってしまうんですけれども、高校生も、今、大学入試は51%、半分以上AOと言われる総合選抜型、推薦型になっています。ポートフォリオ、高校3年間の取組で推薦で、一般の筆記試験よりもそっちの力が求められる時代になっています。高校生に関しましては、自分のやったものを、今度、記録として残して、そして証明書というのが一番大変なんです。ボランティアに行ってもボランティア証明書をくれなかったりとか、ただ行っただけ、これが公の書として証明できないということがあるんです。そのようなことを、やはり町としてこういうもの

を、証明書を出します、活動記録を出します、これは、塩竈市とかはもうやっているんですけれども。そういう前向きな高校生に対して、そして大学生は、今度、これは就職活動とかでも、やっぱり大学で何をやったか、何をしていたかということが非常に問われるものになるんです。これは、戦略的という言葉を使わせていただきましたけれども、じゃあそれがボランティアなのかと言われると、はてなマークがつくところはあると思うんですけれども。ただ、やっぱり人間ですので、その活動で出てくる感情であったり、まちへの思いが出てきたりとか、それは必ずつながるものだと思うんです。町長として、そういう証明書を出すことに対してお考えを伺いたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに入試制度もさま変わりをしていて、子供の世代がもう社会人世代になってきている部分からすると、町政の変化についていけていなかったのかという思いで伺っております。

実は、先週、東北インターナショナルスクール等にも見学をさせていただいて情報交換をさせていただく、そういう機会があったわけでありましたけれども、その際にもバカロレアの授業のカリキュラムの中で年間20日以上でしたか、ボランティア活動が必須になっていて。それももちろん習熟度の一つの評価基準になるんですという話もあった中で、いろんな海岸のごみ清掃であるとか、また、東南アジアのいろんな国等にも行かれてボランティア活動をされているお話も伺った中、改めて、日本の入試制度を含めてそういう環境に変わってきているんだという思いがありました。そういった意味では、証明書の発行によってそういうふうに集まっただけの方が増える可能性があるというのであれば、検討する価値はあるであろうということで、今、思っておる次第でありますので、今後、研究をさせていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それでは、まず、そのボランティアのことでまた前向きなご返答をいただきましたので、これはボランティアになると、今、福祉課で教えていただいたこととして、社会福祉協議会がどうしても絡んでくるものだと思います。今、窓口は、社会福祉協議会に委託しているということになりますが、もしそういう協定を結んで前向きに、これは私、大和町としてぜひ本当に組んでいただきたい思いがあります。これはなぜかというと、敬老事業であつたりいろんなところに若者たちを送り込む手だてになります。大学生だったら足があります。高校生も、いや、ちょっと交通機関どうなのと思うかもしれませんが、例えば、子供たちのボランティアであれば、子供たちは一人ずつChromebookを持っています。Chromebookで、もうウェブでつながります。そういう授業を自分はしておりました。東京の高校生と話をするとか、子供たちに勉強を教えるとか、今はもう共有できてしまいますので、そういう環境が十分に実はもう整っています。ということでこれはできると思うんです。いろいろな形でできたときに、そこがちょっと分からないというか、教えていただきたい質問は、もし協定を結んでいったときに、どこの課が窓口になって、これは福祉協議会との話し合いが出てくると思うんです。登録制を今までしていたと思うんですけれども。これは、町がタッグを組むというときにお仕事が煩雑になると思うんですけれども、町長としてどの区割りというか、課をお考えなのか教えてください。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

今、初めていただいた視点でもあったので、社会福祉協議会となれば、基本的には福祉課が窓口ということになるんだと思うんですが。ただ、どこの部署が担当するのが一番機能的なのかという視点で、ゼロのところから検討を進めさせていただきたいと思いますので、今、逆に、ここでどこということは控えさせていただきたいと思います。

議長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

ありがとうございます。すみません。どこの課というよりは、その体制としたときにどういう形なのかなというのを、政策でいくのか、福祉でいくのか。先ほどの広報の編集委員会の話をしましたが、これからやはり課は横断していく必要が出てくると思います。縦割りではなくて横断していくという課が必要というか、そういう組織が必要になってくると私は思います。偏りであったり、そして、なければその組織体をつくる時に町としてワンチームでやって、そして、まちの魅力をどんどん発信してリクルートにつながればと思っております。これから皆様の働きが町民の幸せにつながりますように期待し、そして私もできる限りのことをまちのためにやっていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 (今野善行君)

以上で平渡 亮君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午前11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

9 番馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

それでは、通告に伴いまして一般質問を開始いたします。

町道の区画線についてお尋ねをいたします。

本町の町道は総延長約325キロであるが、道路の幅は地域や地形等により様々であります。町道の区画線、中央線や外側線になりますが、の設置には、いろいろな課題があると思います。そこで以下の点について伺います。

1、町道の区画線設置の基準は。

2 要旨目、路線によっては区画線が見えなくなっている箇所がある。適切に管理されていると考えているか。

3 要旨目、将来的に自動運転等が導入された場合、区画線の重要度が増すように思いますが、町の対応はいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、馬場良勝議員の町道の区画線についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本町の認定しております町道の総延長は、ご質問のとおり約325キロメートル、路線数370路線につきまして、車両等の通行が円滑に走行できるよう維持管理に努めているところであります。

それでは、1 要旨目の町道の区画線設置の基準についてのご質問であります。

道路法第45条第1項で「道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない」とされ、同条第2項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路表記に関する命令によりまして、車道中央線や車道外側線等の設置場所、それら区画線の様式、寸法が示されております。

町では、その基準に基づきまして車道中央線の設置可能な主要な幹線道路に当たる対象路線としつつ、路線ごとの車両、通行者等の交通量を勘案して設置をしております。

次に、2 要旨目の路線によっては区画線が見えなくなっている路線の管理についてお答えをさせていただきます。

本町の区画線の設置につきましては、主要幹線道路への設置を優先とし、そのほかの路線につきましては、路線ごとの状況及び車両交通量等を踏まえ実施しているところであります。特に交通量の多い路線や冬期間の除雪作業等の影響によりまして見えにくくなる路線もありますことから、維持管理業者が職員による道路パトロール等の結果等を踏まえ管理を行っているところでありますが、町が管理しております町道路線数も非常に多く、全てが行き届かない場所もあると思われますので、町民の皆様からのご連絡も頂戴しながら引き続き維持管理に努めてまいりたいと思います。

なお、令和4年度及び令和5年度の区画線等の施工延長であります、約1万メートルを、令和3年度には約7,000メートルを実施しております。

また、区画線を含みます交通安全施設等の設置工事には、国の交通安全対策特別交付金を活用し施工しているところでございますが、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の交通安全対策交付金の合計額は1,984万7,000円で年々減少傾向になっておりますが、町として実施しております区画線等交通安全施設整備費用は7,638万8,000円と、近年、歩行空間確保のためのグリーンベルト等の施工も多くなっておりますことから年々増加しておるものであります。

次に、3要旨目の将来的に自動運転等が導入された場合、区画線の重要度が増すように思えるが、町の対応についてお答えをいたします。

国では、ITS自動運転に係る政府全体の戦略としまして官民ITS構想・ロードマップ2014を策定し、毎年改定が行われてきたところでありますが、移動に係る課題の多様化、新たな輸送手段の出現など、新たなモビリティサービスが普及しつつあるなどの社会情勢を踏まえ、発展的に検証をするためデジタルを活用した交通社会の未来2022、これが策定をされ、さらにデジタル田園都市国家構想総合戦略、令和4年12月23日閣議決定でありましたが、こちらにおきましても、地域限定型の無人自動運転移動サービスにつきまして、2025年度、全国で50か所程度、2027年度では100か所以上の目標を実現するため、研究開発から実証実験、社会実装まで一貫した取組を行い、同サービスを導入できるようあらゆる施策を講ずるとされております。

また、本年1月開催の第213回通常国会施政方針演説で、岸田首相は、2024年度において社会実装につながる一般道での通年運行事業を20か所以上に倍増し、全ての都道府県での計画運行を目指すとして、官民連携の下、自動運転に向けた活動施策を展開しているところであります。

しかしながら、現時点において限定地域での無人自動運転移動サービスのほか、2025年度を目標とした高速道路での安全で円滑な自動運転の実現に向けた取組が実施されているところであり、一般道路への全国的な対応方針は、まだ示されていないところであります。

本町としましては、このような国の動向を注視しながらも、区画線の有無は、自動運転支援システムの一つである車線維持システムを支えるベースの一つでもございますので、これらを考慮しながら引き続き車両や歩行者の安全を図るため随時パトロール等を実施し、より一層計画的な区画線の整備を図ってまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

それでは、再質問を開始したいと思います。

まず、今ご答弁にございました道路法及び道路構造令に基づくと思うんですけども、区画線を設けなければならないというご答弁がありました。この設けなければならないというのは、やらなきゃいけないということだと思うんですけども。これは、要は、5.5メートル以上5.5メートル以下で分けられるかと思うんですけども、5.5メートル以下については、要は、中央線を引けない道路については、町の裁量というか、引く引かないは自由という理解でよろしいのかどうか、まずご答弁いただきます。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
再質問にお答えをさせていただきます。
そのような認識と捉えてございます。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

では、いま一度、ご答弁に基づいて、要は5.5メートル以下の明確な基準というのを持っているのかどうか、お尋ねをいたします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

その点につきましては、担当課長より回答させます。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、馬場良勝議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今ございました5.5メートル以下の道路でございますが、いわゆる中央線のない道路につきましては、この協会を出しております路面標示設置マニュアル等がございます。その中に車道外側線の設置の基本的な考え方というのが示されてございます。その中には、視認性のある路側にもって色、もしくは区画整理等を行った両側に側溝等がある場所、そういった街渠等があるものについては、外側線の設置はしなくてもよいという明確な規定がございまして、それらを引用しながらその場所場所に応じて区画線等を設置させていただいておるというものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

今のご答弁を伺う限り、5.5メートル以下の道路、いわゆる町道に関しては、引くも引かないも町の裁量でいけると。要望があれば、随時、あと危険なところとか、そういう部分に関しては引いていくという。答弁にもありました路線ごとの車両、歩行者等の交通量等を勘案しという部分に入ってくるのかと思いますけれども、いま一度、その認識でいいかどうか、ご答弁。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

そのような認識で間違いはないかと思います。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

それでは、1 要旨目でまず確認をしたので2 要旨目に入っていきたいと思いますが、町長は、今、町長になられていろんなところで町内を歩かれております。線が引いてあるけれども見えなくなっている箇所、消えている箇所があるのをご認識があるかどうかお尋ねをいたします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの馬場議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

特に冬場の雪と凍害、または除雪等に伴って消えているところがあるのは認識をしてございます。もちろん安全性を最優先に考え施工をしていかなきゃないんであろうという認識でおります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

求めている答弁までしていただいてありがとうございます。

ご認識があるということで、私もこの質問を出して、吉岡地区内、もちろん地元も含め注意しながら見させていただいたんですが、確かにご答弁にあるとおり、主要幹線道路はある程度というか、それなりに引いてございました。ただ、吉岡でもちょっと細道に入ると、跡はあるんだけど白線が見えないとか、もともと引いていない部分も幾つか、幾つかというか、結構、路線に関してはあるかと思うんですけども。その上で一番この基準にされている部分、これは担当課になるかと思うんですけども、安全性なのか交通量なのか、要は人が通るところなのか。一番その中で大事に、大事にというか、一番基準にされているところはどこなのかお尋ねをしたい。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
詳しくのところは、担当課長から説明をさせたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）
都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）
馬場良勝議員の質問にお答えをさせていただきます。
今現在、当課で区画線等を実施している中で、答弁にもございましたが、交通量、幅員の構成、そういったものを勘案しながら、車両交通だけでなく歩行者等の交通量も含めというところと、先ほどもお答えをさせていただきましたマニュアルとの考え方と併せまして、その優先度合い、そういったところを決めながら区画線を設置しておるというところでございます。
以上です。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）
総合的にいろいろな部分を勘案してと受け取りましたが、先ほどご答弁の中に、道路数も非常に多く全てが行き届かない部分があるという、言い訳になってしまうのかもしれませんが、ご答弁がありました。交通量が多ければ、今度は、例えば道路が削られて、それが道路わきに飛んでいって、堆積をして見えなくなっている部分もある。例えば、農道との境であれば、草が生えて、要は草が繁茂してきて、そこに土がたまり、線はあるんだけども上にたまって見えなくなっているところも多々ある。それから、先ほど町長がおっしゃったように、除雪によって、町民はやっぱりぎりぎりま

で除雪してほしいですから、業者もぎりぎりまでやりますから上を削っていくという部分もありますし、そういう部分がかなりいろんな地域で見られるんですが、これはパトロールされていますよね。パトロールされている中で、かなり私は、路線数でいえば、見えなくなっている部分があると思うんですが、その辺のご議論というんですか、町長からの指示でもいいんですけれども、町長もふだん通っていて見えないところが結構あると思うんです。そういうところを注意して、もちろん止まれの看板だったり止まれの線だってあります。あれは、どちらかというと警察のほう。わきの線、側線とか中央線に関しては管理者ですから町なんです。その辺はどのようにお考えか、お尋ねします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この消えている、見える見えないの部分は、どうしても人の目による部分が多く、通常の道路パトロール等をお願いしている業者に加え、町内の都市建設課の車両等で点検を行った上で、あくまでも通った場所の目で見たとところでの申告になっているところがまずあって。といいましても、全長も長い部分と、現状、費用的なところも、一部、交通反則金が財源となっております交通安全対策特別交付金、これが財源として一部の補助は国からもいただいておりますけれども、ほとんどが現状、今、単費の中で予算規模と安全性とどこを優先するのかという部分、人頼みになっている部分が、そういった印象を持たれる一つの要因でもあると思いますけれども。そういった意味で、職員のみではなかなか見切れない部分もございますので、多くの町民の皆さんの声も反映をさせていただきながら、優先づけをさせていただきながら工事を進めていきたいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

本当に路線数があまりにもあるので、私が責めているようになってしまうかもしれ

ませんが、引いてあるところが消えたところに関しては、町民は、安全上、また引いてほしいというお考えもあるでしょうし。後段で述べますけれども、安全上もやっぱり必要なんでしょうと思いますし。要は、5.5メートル以上でも中央線がないところもありますよね。それで線が見えなくなって、要は側線が見えなくなって、真ん中を走るようになって、カーブ等で出会い頭にぶつかりそうになるという声を私も町民の方から幾度か伺っております。ある程度、引いてある部分、見えなくなっている部分については、今後も対応はしなきゃいけないのではないかと私は考えますし。今、町長からご答弁がありました金額について、メーターでどのぐらい引くのにかかるのかが分かるのであれば、ご答弁をいただきたいと思いますけれども。何センチで幾らと私は伺ったんですけども、メーターでかえて言ったほうが町民の皆さんも分かると思うので、ご答弁いただきたい。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、入札等々に関わる部分もあるので、ストレートな回答にはならない部分もあるかも知れませんが、担当課から回答させます。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

では、馬場良勝議員の質問にお答えをさせていただきます。

おおよそ1メートル当たり500円から600円程度になるかとは思ってございます。そのほかにいろんな費用等がありますので、今現在、大体そのぐらいではなかったかと思っております。

以上です。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

1メートル500円から600円は、意外と安いと聞こえるかもしれませんが、これは1メートル単位、100メートルとか200メートル、あるいはキロですから、皆さん計算していただくと、かなりの金額になるのはお分かりかと思います。そういう意味では、ある程度というか、今の私と町長のやり取りを皆さん聞いて分かると思うんですが、5.5メートル以下のものに関しては、基準があるようでないんです。例えば、危ないところに関しては外側線を引いたり、例えば、中央線が必要であれば、中央線を引く場合もあったり。本当に構造令でいうと、いろいろ難しいところは私も理解しておるんですが、一番大事なのは、要は町民の安全なんです。そういう意味では、人通りが多いとか、子供の通りが多いとか、車の通りが多い、ある程度の基準、緩くても構わないんですが、基準というものがないと、じゃあみんな引いてくれ、引いてくれと言うのは当たり前なんです。だから、ある程度の基準を設けて、これは言い方が悪いかもしれませんが、日に10台ぐらいしか通らないところに、本当に必要なのかと私も思いますし、そういう意味でスリム化ができるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

優先順位をつけた際に、町民の皆様またはどなたかからご指摘があった際に、こういう基準に基づいているという説明の仕方も、それもありであろうと思うところではありますが、関係機関、警察、公安等々ともお話しながら検討する価値はあるのかと思いますが、一方で、この基準だからできないんですみたいな形でしゃくし定規にならないように気をつけなきゃいけないのかという、そんな思いもありながら今のお話を伺っていたところであります。

議 長 (今野善行君)

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

そのとおりだと思うんですが、でも、要は、使っていなければ何年ももつんです。もつ期間が3年だったか、ちょっといいやつだと5年。だけれども、結構長くもっている路線もあるのは確かです。今後、消えていると非常に見栄え、うちの町だけじゃないんです。歩いてみると、いろんな町で、市で見えなくなっているところ、線のないところが結構あるんです。でも、やはり町民の見える、見えるというか、多く通るところは、安全上も考えてやっていただくと同時に、ご答弁の中でグリーンベルトもありましたし、ゾーン30、今、大和町でも大分使っていただいて、生活道路対策ということで引いていただいています。グリーンベルトも引いていただいています。ただ、先週の木曜日でしたか、5.5メートル以下の生活道路は、2026年9月に30キロ規制にするという発表がありました。今、パブリックコメントを集めている途中だと思うんですけれども。これも、要はみんなが知らない、ゾーン30もそうなんです、グリーンベルトもそうなんです。歩いている人たちは分かるんです。車に乗っている人たちは、じゃあそのグリーンベルトはどうなのという、この間も危ないというのを私も伺いましたし、ゾーン30なのに30で走らない人も結構いる。これは、周知が足りない部分もあるのではないかと思いますので、ゾーン30は分かっているけれども、そこに行ってしまうと、意外と誰も通っていなければ、ぴゅっと行っちゃうということもあります。今後、そういう意味では、2026年9月からとなっておりますが、いろいろハードルも高いかと思しますので、ある意味、ゾーン30を徹底するとともに、グリーンベルトも含めて周知もしていただきたいと思ひますし、高齢社会です。線の内側をなるべく歩いていただいて、昨日も非常に痛ましい事故がありましたね。小学生が80歳の方の、高齢者だからねるとかじゃなくて、いろんな課題が道路にもあるんだと思ひます。道路行政をしっかりとやっていただきたいと思ひますが、いま一度、ご答弁。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

町民の皆さんの安全な生活、これが一番だろうと思ひます。せっかくサポート機能で中央線をはみ出した、または外側線をはみ出したりした場合に、高齢者向けにアラ

ームが鳴るような機能的に進んでおるものがせっかくありながら、外側線がない、または中央線が消えていたがゆえにそれが機能しなかったという事故などがもちろんないように努めなければならないだろうと思いますので、優先順位をきちんとした形でつけさせていただいた中で事業を実施させていただきたいと思いますのと、あわせて、30キロ規制等々がこれから始まる中、特に規制が始まるということは、それを超えてしまえ罰則が今度発生するということになると思います。そういった意味でも、県警とも協議をしながら周知徹底も図っていききたいと考えております。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

今、町長からもご答弁がありました。5.5メートル以下の外側線だと、車線逸脱装置が働いた瞬間に堀に落ちている、田んぼに落ちているんです。これは非常に難しいんです。よく今の車、私は2トンとかによく乗るんですけども、乗った瞬間にびびっと鳴るんです。ただ、大和町のそういう生活道路というんですか、要は5.5メートルに満たない道路の白線を越えた瞬間に、本当に今言ったように堀か田んぼに落ちています。そういうことですので、あるに越したことはないんですが、これから恐らく線だけじゃなくてGPSとかでも車の運転とかが出てきますので、今、町長がおっしゃったように、今後、ぜひいろんな観点から見ていただいて、もちろん必要なところには引いていただかなきゃいけないし、そんなに重要、言い方が悪いですね、台数が少ないとか人通りが少ないところに関しては、一定期間、3年で消えたら、その後の3年ぐらいはもってから、もう一回、余裕のあるときにやるとか、そういう考え方はできると思いますので、今後、検討していただければと思いますけれども。いま一度、繰り返しになるかと思いますが、端的にご答弁いただければと。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

計画的に予算の範囲内で、予算もつくりながら安全性の確保に努めてまいりたいと思います。加えまして、職員等々のみでは見切れない部分もありますので、町民の皆さんからご意見も頂戴しながら整備に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

それでは、2件目に入りたいと思います。

給食センター建屋についてお尋ねをいたします。

本町の給食センターは築27年になり、今後、長寿命化または建て替えを検討する時期であると考えます。そこで以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、給食センターの長寿命化または建て替えをどのように考えていらっしゃるでしょうか。

2 要旨目、他自治体では、災害対応も兼ねた給食センターがあるようであります。宮城県のほぼ中央に位置する本町こそ取り組むべきではないかと考えますが、ご所見をお尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）
答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

馬場良勝議員の給食センター建屋についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1 要旨目の給食センターの長寿命化または建て替えをどのように考えているかについてであります。現在の給食センターは、副食調理3,000食の能力を有する施設として、国、文部科学省になりますけれども、の補助事業により平成8年9月に着工し、平成9年3月に竣工、同年4月から業務を開始しております。施設は、鉄筋造り、一部2階建てであり、施設面積は903平方メートルの規模となっております。町内各小中学校の児童・生徒及び教職員等に衛生管理を徹底した安全で安心な給食の安定供給を行っているところであります。

給食センターは、建設から今年で27年が経過いたしますが、施設の耐用年数は38年

となっております。平成23年発生の東北地方太平洋沖地震では、敷地や内部設備に被害を受けましたが、国の災害復旧事業により復旧しております。給食センターの建物本体は、耐震基準に基づいて設計をされており、令和2年3月に策定した学校施設等長寿命化計画の10年間の計画期間中においては、長寿命化改修ではなく、屋根及び内部床の部位改修を行う計画としております。しかし、施設及び設備の老朽化は進んでおりまして、急な破損による修繕等を要する事案も多くなってきており、維持管理に労力を要する状況となっております。

このことから、安全で安心な給食を安定的に供給していくためには、議員ご質問のとおり、早い段階において施設を更新するなどの対策を検討する時期に来ているものと考えておりまして、既に建設候補地や施設の機能面等を含め検討を始めているところであります。

次に、2要旨目の災害対応も兼ねた給食センターについてのご質問にお答えをします。

災害対応も含めた給食センターとして整備をする自治体としては、東京都福生市防災食育センターを建設し、平時は学校給食を賄う給食センターとして、また、防災教育、環境食について学ぶ食育センターとする一方で、災害時には、避難所への応急給食を行い、同時に避難所等の場所ともなる総合防災施設を整備しており、同様な総合施設を整備する自治体がほかにもございます。

本町の給食センターは、地域防災計画上、災害対応を担う施設としての位置づけはしていない状況であります。給食センターには、何らかの影響によりまして給食の提供ができなくなった場合の代替対応用として学校給食用非常食、これを小学校用約2,100個、中学校用1,000個を備蓄しております。今後、施設の更新を検討していく際には、本町での必要性も含め、整理、研究してまいりたいと思います。

以上であります。

議長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

本来であれば、この質問は教育長に、教育行政に質問するところではありますが、予算とか将来的なものも含みますので、今回は町長に質問をさせていただいたことをご理解いただければと思います。

そこで再質問をさせていただきたいと思いますが。

現在の給食センターは、私はこの間、別件で行かせていただきましたけれども、ちょっと手狭に感じたんですけれども、行かれたことがあるでしょうから、町長はどのように。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

近々ですと2週間ほど前になりますか、行者菜の試食ということで伺ってありました。施設の、やはり手狭であるというのと、比較的、厨房機器等は、実際に使用している年数以上に故障も大分発生してきているという思いがあって、今年の4月に入る前の段階から、これはそろそろ検討するべき時期ではないかということで、教育長部局にはお声がけをしておったと、指示をしておったという状況でございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

私も同じ意見です。会議室も非常に狭いですし、職員の使っているスペースもかなり狭い。本当に狭いところに建てた建物だから狭くなっているんだと私は思うんですけれども。ご答弁で既に建設候補地と機能面は、今、町長がおっしゃられたように検討されているということで、非常に安心をしているところでございます。いずれにしろ給食センターは衛生が一番だと思うんです。あまり言ってはいけないのかもしれませんが、数年前に機械の何かが外れてみたいのがあって、給食が二、三日止まる。うちの子たちは、給食がないということで暴動を起こしそうだったんです。そういう意味では、安全でおいしい給食が非常に大事だと思うんです。今、欠食というか、おうちで食べない子供が給食で賄っている方もいるやに聞いておりますし、その辺は、やはり給食で補っていただきたいと思いますが、そういう意味では、今、町長がおっしゃったように機器もかなり古いかなと思うんです。一部リースもあるかと思う

んですけれども。そういう意味では、今後、例えば3月にも産業建設常任委員会から上げさせていただきましたが、地場産品を使うときに、なかなかサイズ感とか、ものは同じなんだけれども、こっちはいい品でこっちはちょっと外れという部分があるんですけれども。今後、そういうのも解消できる機器が出ていると私も伺っておりますので、なるべく地場産品を使う、根菜類、特にジャガイモとか大根とかそういうものを使うときには、ぜひそういうものを取り入れていただきたいと思いますけれども、いま一度、答弁。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの馬場議員からの再質問にお答えをしたいと思います。

検討に入っているということでお話をさせていただいたんですが、場所の選定等々を含め、吉岡西部なり、これからの将来に向けた土地開発、土地利用を見直しておる中で、各学校に配送することも考えたときに最適な場所はどこで、さらにどのぐらいの面積なり建物の規模が必要なのか、どういう機能を持たせるのかという部分も含め、今、議員からもご指摘があったとおり、規格外の野菜等々を使えるような設備も備えるのか等々、そういった局面も含めてそれなりの期間を要する事業であろうと考えておりますので、そういったいただいた視点も一つの検討する材料として検討させたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

それでは、1要旨目が終わって2要旨目に入りたいと思うんですけれども。

これは、今回提案させていただいたときにある報道で私も知ったんですけれども、今、全国で11施設、防災拠点も兼ねた給食センターがあるそうではありますが。実は、これは、東北にまだ1個もないんです。見たときに、あれと思ったんです。東日本大震災で被災している東北に1個もなくて、熊本地震で被災された益城町にはあるんで

す。これがどうしてかとも思ったんですけれども、災害の危機意識が高いというものあるんでしょうけれども、本当に東北にない、我が宮城県にもないというのを私は見たときに、必要でしょうと普通に思ったんです。そういう意味では、教訓も含めて食と命を守るということで益城町の記事もありますけれども、本当にこれは、私は取り組むべき。なぜなら、東日本大震災時に私は議員ではありませんでしたけれども、ある団体で大和町がおにぎりとか食料を運ぶ拠点になったんです。あと、自衛隊のもたしか大和町の拠点になっていたかと思うんです。そういう意味では、宮城県の中心部にある我が町こそ取り組んで、地盤も吉岡地区は安定していますから、どこになるかわからないというご答弁だったんですけれども。そういう意味では、我が町こそぜひ手を挙げてこれをやるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、東松島に県全体の備蓄倉庫を造りましょうとかいろんな計画がある中、宮城県内35市町村あるわけでありましたが、その状況も見て、位置的には確かに最適な位置ではあると思いますし、そういったニーズ等々を、ほかとももちろんあまりダブっても意味がない部分もあると思いますので、そういった意味では、35市町村ともいろいろな情報を取りながらこれから整理をして研究してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

他市町村との協議も必要だということですが、リスクは分散しなきゃいけないと私は思うんです。大和町だけにあればいいというわけじゃなくて、3か所とか4か所とか、各ブロックに分けてあったほうがいいんじゃないかと思いますし。これは、要は、ここからほかの市町村に行くのも大事ですが、町内で避難されている方々に温かいものを配食するという機能も備えられるんです。確かに、今、災害協定

を結んでおられて、パンとかほかのものもありますけれども、要は、給食センターに備蓄もできるので、そういう意味では温かいものを食べさせられますし、ちょっと私は欲張りなので、今、高齢の方に配食サービスをしていますよね。そういう意味では、ここを拠点に、民業圧迫と言われるかもしれませんが、そういうのもできるんじゃないかと思うんですけれども、今の意見を聞いて、いま一度。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。
そういった考え方も一つあるのかもしれませんが。関係する団体の方々のご意見も聞きながら検討してまいりたいと思います。
以上であります。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）
いずれにしても、これから、まだ走り始めたというか、構想段階かもしれませんが、給食のセンターを建てるには、たしか半額が、2分の1で文部科学省、我が町は不交付団体なのでどこまで分かりませんが。あと、防衛施設交付金も、中の多分備品とかは使えるのかな。ただ、同時にどのぐらいまで使えるのかが、省をまたぐと何個まで使えるのかが分かりませんが。経済産業省だと、LPガスの災害バルクという発電も兼ねたものを入れているところも、兵庫県の淡路市だと入れているんです。そういう意味では、発電と衛生面と、それからどのぐらいの配食が必要なのかというのを、これは危機対策になるかと思うんですけれども。そういう部分で両方を担当課に連携していただいて、災害に備えるって、いろんなことを備えなきゃいけない。無駄だという人もいるかもしれませんが、必要最低限のものはつくらなきゃいけないと思いますし。本当に今は、いつどこで地震が起きるか分かんないですし、災害はどこで起きるか分かりません。私は必要な施設になるかと思うんですけれども、いま一度、ご答弁。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
おっしゃるとおり、災害は本当にいつどういう形でやってくるか分からないのが現状だと思います。もちろん我が町のみならず、他市町村で起こった部分もお互いに支援をし合うというところも必要であろうと思います。本町も、静岡の湖西市等とも協定を結んでいる関係もございますので、いろんな視点で、どういう規模でどういう機能を持たすべきなのかという視点で検討をさせていただきながら、もちろん国の各補助金等々を利用できるものは、最大限利用させていただきながら整備を進めたいと思いますが、用地のまず場所の選定、用地の取得も、極力お金がかからないような形で、町有地等々でご準備ができればという視点も入れながら、これから検討に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）
馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）
では、以上で一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （今野善行君）
暫時休憩します。再開は午後 1 時からとします。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

議 長 （今野善行君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。

2 番佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

参政党の佐野瑠津と申します。

まず初めに、私が所属している参政党は、政治に参加する党と書きます。私たちの日々の生活に直結している政治に無関心ではなくて、自分事として町民お一人お一人が日本の国について、そして住んでいるこの大和町の町政に関心を持って政治に参加することを目指して日々活動しております。今回の質問に関しまして、私個人の意見だけではなく大和町の町民の方々の思いを代弁したものであることを前提に質問をさせていただきます。

それでは、1 件目、メガソーラー火災時の対応について。

日本の各地、そして本町でも大規模太陽光発電施設、メガソーラーの建設が増えている中で、適正な、町土の保全活用と町民の安心、そして安全を守ることがさらに求められています。ここ数か月の間に鹿児島、北海道、そして宮城と、続けてメガソーラー発電所で火災が発生し、感電や爆発のおそれから放水ができない。そして、太陽光パネルによっては、有害物質である鉛、そしてカドミウムなどが火災で漏出する危険性もあるなど様々な要因があることから、鹿児島や宮城では、消火活動に20時間以上もの時間を要したと報道されました。本町にあるメガソーラーでも、ブレーカーのショートにより昨年火災が発生しました。幸いけが人は出ませんでした。今後、いつ起きてもおかしくないメガソーラーの火災に対して、3つの点からお伺いいたします。

1 要旨目、現在、本町に設置されているメガソーラー施設は26か所あると聞いておりますが、メガソーラー火災発生時の事前の消火活動計画、装備の備え、消防署と連携し十分にできているのかをお伺いいたします。

2 要旨目、設置場所によっては、道路が狭く消防車が入りにくい道路や、また、山の中腹で近くに水源が十分でない場所もあります。各施設での消火活動における水の確保について町は把握しているのでしょうか。

3 要旨目、メガソーラー設置によって生じる火災リスクや環境問題も多くの人に今回意識されるようになりました。また、経済産業省が今後の再生エネルギー政策として再エネ特措法を改正するなどの取組もありますが、自然豊かな大和町の山々、景観を次世代にまで守っていく責任が私たち大人にあるのではないかと考えております。本町におけるメガソーラー開発の今後の対応について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、佐野瑠津議員のメガソーラー火災時の対応についてのご質問にお答えをいたします。

メガソーラー施設火災につきましては、本町におきましても今年3月に小野で、そして4月に仙台市のゴルフ場近郊で発生しており、危惧するところでございます。

初めに、1 要旨目のメガソーラー火災発生時の事前の消火活動計画や装備の備えはに関してではありますが、消防署と連携し十分にできているのかについてであります。

火災発生時における消火活動につきましては、その主体となる黒川消防署と消防団が密接に連携をして消火に当たる必要があります。火災状況にもよりますが、メガソーラー火災や、その発電施設からの森林火災へ拡大等が懸念されるなど、場合によっては対策本部を設置し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集するとともに、延焼拡大防止、重要施設や住宅等への被害拡大防止のために必要な応援要請を行うなど、消防署と密接に連携した体制と人命を最優先とする火災被害を最小限に抑えるよう努めているところであります。

次に、2 要旨目の各施設での消火活動における水の確保について把握しているのかについてであります。

町内に設置されているメガソーラーにつきましては、26か所であり、設置場所については、比較的、森林地域や山あいが多いため、市街地に設置している防火水槽や消火栓の利用は困難であり、また、市街地と異なり当然ながら道路は狭くなります。そのため、黒川消防署では、それらのメガソーラー施設を巡回し、水源や経路等の確認を行っているところであります。

次に、3 要旨目の本町におけるメガソーラー開発の今後の対応についてであります。

今年3月に策定いたしました大和町第三次環境基本計画におきまして、町の将来像、七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り、次世代へ受け継ぐまち大和の実現に向けて、重点行動宣言として、七ツ森をはじめとする大和町の誇れる自然環境を次世代へと継承していくこと、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大をしていくことが挙げられております。

質問にございましたメガソーラーの設置につきましては、新聞等各メディアの報道

のとおり、自然災害の誘発、火災時の消火対応、2040年に見込まれる大量廃棄問題等については、危惧している声は、認識をしているところではあります。

一方、今後、電力大量消費時代に向かいつつある中、2050年のカーボンニュートラルの実現のため、現在、国において改定に向けて議論がされておりますエネルギー基本計画におきましても、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入拡大に対する声は高まっているところであります。

太陽光発電施設をはじめとする再生可能エネルギー発電施設が抱える諸問題への対応については、国及び宮城県におきまして再生可能エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法、再エネ特措法におきまして、住民理解の必要性から説明会が義務化されたこと、事業終了後の廃棄問題に関して、廃棄等費用が、積立制度が設けられましたこと、また、今年度より全国に先駆けて宮城県において実施されております再生可能エネルギー発電事業の適地誘導への目的が含まれる再生可能エネルギー地域共生促進税の導入と、再生可能エネルギー施設が抱える諸問題解決に向けた取組が強化されており、再生可能エネルギーの導入拡大と諸問題への対応が同時並行的に進んでおります。

大和町の誇れる自然環境を次世代へ継承していくことと、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大については、視点次第では相反する一面もございますが、次世代の子供たちへ住みよい環境を引き継いでいくためには、現代に生きる私たちに課せられた義務という点では、共通のテーマであります。双方の目的を同時に実現していくためには、双方のバランスが重要でありますことから、大和町が掲げる町の環境像、七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り、次世代へ引き継ぐまち大和の実現に向けて、国や宮城県での動向を注意しつつ、町として何ができるのかを研究してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 （今野善行君）
佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

それでは、答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

まず初めに、1 要旨目、消防署と密接に連携した体制と人命を最優先すると、また、火災被害を最小限に抑えるよう努めているところであると、今、伺いました。黒川郡では、1,000キロワット以上の太陽電池発電所は、大郷ですと19施設、そして

大衡は10、富谷は4、そして大和町は26棟あります。今回、1月に石川県能登半島地震では、19か所の場所で太陽光パネルの損傷があったと聞いております。今後、黒川郡地域でも1月のような大きい地震が起きた場合、複数の場所で火災が起きる、そのような可能性も十分に考えられますが、その場合は、それを想定して消火活動計画、また、装備の備えは十分にできているのか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、備えというところではありますけれども、備えの以前に太陽光発電所の火災というところの原因でいくと、一番大きい部分が、落雷が一番可能性としては高い部分でございます。加えて、管理が不行き届きなことによるわけでありますが、雑草等が繁茂して、太陽光パネル等に絡み合って、抵抗となって、そこが熱を持って火災が発生するでありますとか、あとは、同じく、どちらかといいますと、配線関係の束ね方がおかしくて、抵抗を持ってそこから発火するというものが考えられます。

一方で、そういった事故が起こらないようにということで、発電事業者の責務として年に1回のメンテナンス点検、有料の点検を、特にメガソーラーで大きい施設であればあるほど行うよう定まっております、特に、いわゆるメガソーラーと言われる発電所は高圧発電所ということで、キュービクルと言われる6,600ボルトの昇圧した電気をやり取りする設備等、1年に1度、電気工事関係の主任技術者の点検を客観的に受けなきゃないという施設となっております。

そういった意味では、確かに万が一の際の同時多発的に火災が起きたらという部分は、想定はなかなかし切れていない部分はあるかも知れませんが、逆に、今現在、発電所自体、万が一、災害があった場合の電力の系統から電気が来なかった場合等の非常用の電源という、そういう期待もされているところでもございます。

そういった意味では、必ずしも全てがいいわけではないんであろうという、必要な部分ももちろんあるであろうという思いでありますけれども。具体的に26か所全ての施設で同時多発的に何らかの災害があった場合というのは、今のところまだ想定が多分できていないところであろうと思っております。今後としては、そういった場合もどういった対応ができるのか検討していかなきゃないのかという課題はあるかと認識を

しております。

以上であります。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番（佐野瑠津君）

もちろん26か所、一度に複数の場所で起きるということは、起きる可能性は0.01%とかなり確率は低いかとは思いますが、今後、大きな地震ですとか、何が火災原因になっているのかというところも踏まえた上で、鹿児島の今回の火災ですと、蓄電池の倉庫が発火元であったとありました。そして、そのように何が発火になって、また、これから空気が乾燥してきたりしますと、それが原因で火災になる場合もありますし、やはり本町として26基もの火災リスクがある太陽光発電を抱えているという現状を踏まえた上で、今後もその備えをしっかりと消防署と連携して取っていただけるようお願いしたいと思います。

時間の関係上もありますので、次の2要旨目に移らせていただきたいと思います。

2要旨目です。水の備えができていいのかということでした。町長の答弁によりますと、市街地に接している防火水槽や消火栓の利用が困難であるという現状を今伺いました。確かに私も今回、場所を見てきました。数件見てきたんですけども、森林の地域ですとか、本当にその山の中腹ですとか、周りに水源がない場所が多かったです。そしてまた、メガソーラーというほどですから敷地もとても広いという場所だったんです。そうした中で、やはり消火活動にメガソーラーは、通常の消火活動では対応できないということが問題点かと思います。例えば時間です。今回の仙台、そしてまた鹿児島においても20時間以上もの時間がかかったという点がまず一つ。

そして、すぐに放水ができない。火災が起きた場合にすぐに放水ができず、プラグを外さなければいけないので、事業者が来てくださるのを待たなければいけない。また、日が暮れるのを待たなければいけないなど、いろんな要因があるわけです。なので通常の消火活動とは全然違うものであると認識しております。

そうした中であって、大量の水が必要とされてくるということが想定できます。業者に義務づけられている貯水池があるかと思いますが、季節によっては、その貯水池の水量が足りない場合も十分考えられるのではないのでしょうか。そのことにおいて、これからの消火活動において、町として防火水槽の設置を義務づけるなど、業

者側に町として防火水槽の設置を敷地内に義務づけるなどの対応というものはお考え
でしょうか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

何か所か確認に行かれたということでありましたけれども、5,000平米を超える開
発行為で行われたエリアであって、直接的に雨水等々が流れないようにということで、
調整池が義務づけられて必ず設けなきゃいけない大きさになっているかと思います。水源
の確保というところで限りがあるかも分かりませんが、その調整池を消火用の
水源としてできないものかという部分は、協議させていただく余地があるのではない
かという思いがありますのと。

あと、加えて、繰り返しになるわけでありますがけれども、法令上で定まっております
火災等が起きないように年に1度の点検をきちんとまずやっていただくこと、これ
を促すのが必要ではないのかという思いがありますのと、万が一の火災となった場合
には、おっしゃるとおり、昼間の太陽光が強い時間帯であると、パネル自体は発電し
ておりますから、なかなか日没にならないと消火活動自体が危険であるという部分も
あるわけでもありますし、プラス、あと、遠隔装置等々で、遠隔でパワコン自体は止
められたりする機能もございますので、まず、その辺の理解も、消防署員の中でも、
いろいろその危険性の度合い等々もこれから協議をさせてもらいながら、何らかいい
必要な方策が打ていないものか、それを、話をしていきたいと思うところであります
が。多分、池単体では、大規模な形になると間に合わないと思うんです。そういった
意味で、宮城県内にヘリコプターを持った消防署関係とも宮城県内で提携を結んでお
りますので、そういった場合には、ヘリでの消火であるとか、そういった方法も必要
になってくるのではないのかと思いますので、そういった点も取れるよう準備をして
まいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

年に1度の点検をしていらっしゃるということで、少ないのではないかというイメージも実はありました。大和町は雪も積もるということで、季節によって今年も早い段階から暑くなってきております。本当に最近、季節がどんどん変わってきておりますので、ぜひこの年に1度ではなく年に数回など点検していただけるようお願いしたいのですが、その点については、町長、いかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

再エネ特措法によりますと、年に1回以上という表現を法律上はされていると記憶をしておりますが、多くのところが年に2回程度、草の繁茂のところも気になさるものですから、そのところも年に2回程度は、普通のところは、きちんと経費をかけていらっしゃるところは、そういう対応をされていると認識をしておりますし、そういう対応をしていただけるように働きかけをしてまいりたいと思います。

あと、先ほどの最初の質問で、調整池じゃなくて防火槽を造られたらというお話でありましたけれども、それに対して明確な答えをしていなかったと思いましたが。造ったとしても、比較的、山あいの高いところが多いところもあって、結果、じゃあ水はどこから集めてくるんだということになるもんですから、なかなかそういった意味では、池を単純につくってというのもちょっと難しいのかという思いを感じるところからすると、調整池の調整機能をどのように考えるのかという点で考えてもらえるような取組ができたらと考えてございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

防火水槽というところにおいても、水がやはりとても大事だと思いますので、ぜひ消防署と連携を取りまして、今後の計画といいますか、いつどんなときに何が起きても大丈夫なように、町民の安全を守るためにも、ぜひ町長には、その水の確保につい

て連携を取っていただけたらと思います。

続きまして、3要旨目に移らせていただきます。

3要旨目に関しては、次世代に私たちのこの大和町の宝である山を残していく責任があるのではないかということについてお伺いいたしました。その中で、七ツ森の美しい景観や緑豊かな自然を守り、次世代に引き継ぐまち大和町の実現に向けてと、その環境像があるということをおっしゃってくださっていました。

今回、いろいろこの太陽光のメガソーラーについて調べている中で、福島市というところで、市長が今後の景観の悪化や地域の安心・安全のためにということで、市民の方々から声があり「ノーモア メガソーラー宣言」というものをされたと聞いております。大和町に私も住みまして、やはり大和町の魅力の一つは山だと思っております。今現在でも26基あるということなんですけれども、今後もこの26基というのは、もちろん県とのいろんな兼ね合いがあるかと思いますが、増える可能性は十分にあるのでしょうか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、佐野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

メガソーラーですが、私は、この職やらせていただく前に再生可能エネルギー関係の仕事をやらせていただいた経験からも物を申させていただきますと、実際のところ、電力の送電系統の空き容量がなかなか黒川郡内、もうほとんど空きが今ない状況にございます。加えて、固定価格買取制度、通称F I T制度と言われた制度で、20年間、産業用であれば、固定の値段で電力に売れるという制度があったわけですが、その制度が終わってきた関係上、送電線まで自前で引いても、以前は商売として成り立つ部分があったんですが、今の変動の価格制であるとか、あと、固定であっても、ほかのユーザーが決まった形で、一般のユーザーの固定ももちろんできるわけなんですけれども、F I T制度ほどのプレミアムがついた単価制度ではない部分があると、これ以上のメガソーラーの設置はなかなか難しいんだろうと思いますし、私個人的には、この自然の風景を次世代の子供さん方に残したいという思いもある中、カーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギーの導入はすべきであろうという思いがある中、メガソーラーではなくてちっちゃな発電所がいろんなエリアにあったほうが、万が一の停電等

があった場合の非常用電源として開放もできたりという有効的な使い方もできますので、私的には、そういったいわゆる低圧の発電所がいろんな地区にあるのは有効かと思いますが、メガソーラーとしての森林伐採等々には反対であります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

今、町長のお言葉から、町長自身もこの大和町の山を守っていきたいというお考えであるということを知ってすごく安心した次第でございます。本当にこの私たち大人が30年後、50年後の大和町を考えていかなければいけないというところで、やはり町民の皆様からもこのメガソーラーの火災に関して不安な声があるということ、私、聞いております。町内の中では、すぐに民家がある場所ですとか、メガソーラーまでの規模ではないですが、落合小学校のすぐ近くにも太陽光発電がありましたし、やはりいつ何どきどういことが起きるか分からないという観点からですと、町民の方々も不安に思っているということを町長にお伝えしたいと思っております。そして、ぜひ大和町として、日本の国として、また県としては、この再生可能エネルギーをどんどん進めている中ではあるかと思うんですけども、町長がおっしゃってくださったように、万が一に備えての小さな規模での発電所ですとか、また別な方法を探してみるとか、やはり私たち大和町民としては、この大和町の山をぜひ次世代に至るまで、私たちの孫に至るまで引き継いでもらうために、できる限りのことを町としてやっていただきたいという思いでございます。

では、次に移らせていただきます。

それでは、2件目の質問に入らせていただきたいと思います。

新型コロナワクチン副作用についての情報提供を。

今年の秋より65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの基礎疾患がある方々を対象にコロナワクチン定期接種の案内が送付される予定だと認識しております。新型コロナワクチンによる健康被害の認定者数は、2021年2月から2023年12月27日までに5,735件、そのうち死亡認定は420件あります。現行の予防接種健康被害救済制度が開始された1977年2月から2021年12月までに新型コロナワクチンを除く全ワクチンの被害認定者数は3,522件あります。そのうち死亡認定は151件あります。新型コロナワク

チンのみにおいては、約3年弱の間で過去四十五、六年間の国内全てのワクチン被害認定件数を大きく上回っていることがこの数字からも分かります。本町でも救済制度認定や救済制度の死亡認定をされた方々がおられます。これ以上、町民の健康被害を拡大させないためにも質問いたします。

1 要旨目、ワクチン接種による突然死や副反応による自己免疫疾患、心不全、心筋症、脳出血、がん疾患、带状疱疹、腎炎など、多岐にわたり健康被害に悩まされている方が非常に多いんです。町民の救済制度の手続の負担を減らすためにも救済手続申請サポート窓口を置くべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

2 要旨目、本町による令和5年度新型コロナワクチン秋接種開始のお知らせを参照しますと、副反応の明記が十分ではないと感じております。もちろん接種は個人の判断ですが、副反応のリスクを十分に明記した正しい情報を町民に知っていただくことが要になると考えております。町長のお考えをお聞かせください。

3 要旨目、世界では認められていないにもかかわらず、日本が世界で初めて承認し、今年の秋、また冬の接種を目指している次世代型メッセンジャーRNAワクチン「レプリコン」の危険性についてご存じでしょうか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、2件目のご質問、新型コロナワクチン副作用についての情報提供をにつきまして、初めに、1 要旨目のワクチン接種による健康被害救済手続申請サポート窓口を置くべきではとのご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンをはじめとしまして、予防接種法に基づき実施をしております定期接種や臨時接種によって引き起こされた副反応により生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、健康被害の程度に応じて給付を受けることができます。この健康被害救済の認定は、予防接種、感染症医療、法律等の専門家で構成をする国の疾病障害認定審査会におきまして、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因によるものなのかの因果関係を審査し、決定されるものであり、健康被害救済制度の請求は、市町村で受付を行っております。

また、市町村の窓口におきましては、医療機関が予防接種との因果関係を不明とし

ている場合であっても、健康被害救済の給付請求を受け付けているものでありまして、給付を請求する際には、請求書のほかに、給付請求の種類によっては診断書、診療録の写しなど様々な書類が必要となります。このことから、受付窓口となります健康推進課に副反応や健康被害に関する相談があった際は、相談者からその状況や発生までの経過等を丁寧に聞き取り、該当すると思われる救済給付の種類に応じて必要な書類の説明を行うとともに、給付請求に必要な書類作成のサポートなどにつきましても、随時、対応しているものであります。

あわせて、健康被害救済の給付請求に係る国の審査は、決定までに長時間を要するものでありますことから、請求受理後は、可能な限り早期に町の予防接種被害調査委員会の審査を行い、宮城県に請求書類を通達しているところであります。

本町では、佐野議員のご質問にある申請サポート窓口のような特別な窓口の設置には至っておりませんが、健康推進課でのワクチン接種による副反応や健康被害等の相談対応時には、相談者の心情に寄り添い、親切丁寧な対応に努めているものでありまして、今後も同様に取り組んでまいります。

次に、2要旨目の新型コロナワクチンの副反応リスクを明記した正しい情報の提供に関するご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチンに関しましては、予防接種法に基づく特例臨時接種として実施されて以降、様々な副反応の症例が報告されておりますが、令和5年から秋開始接種実施の際に作成した町民向けのお知らせチラシには、秋開始接種の実施期間や対象者のほか、ワクチン接種による予防接種と副反応リスクの双方を理解して接種を判断していただくこと、接種により健康被害が生じるおそれがあることなどを明記してお知らせをしているものであります。

また、ワクチン接種を受ける際の判断の参考となるよう、別の接種時の注意点や、主な副反応の症例などをより詳しく掲載をした説明書も併せて送付をしたものであります。

本町においては、令和3年4月から新型コロナワクチン接種を実施いたしましたが、その後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返される中で、ワクチン接種対象年齢の拡大、使用ワクチンの変更、度重なる追加接種の実施、ワクチン接種に関する国の方針が変更されてきたほか、ワクチンの有効性・安全性、副反応等に関する情報が随時、新たな情報に更新されておりました。

このことから町民向けチラシにつきましては、紙面スペースの制約や情報が短期間で更新されることを踏まえ、基本的な情報を掲載したものとし、チラシに掲載し切れ

ない情報は、町のホームページを中心に情報提供をしているものであります。新型コロナワクチン接種に関する情報につきましては、町のホームページから厚生労働省や宮城県のホームページへのアクセスリンクを設けるなど、最新の情報にアクセスできるよう考慮しながら、今後も引き続き町民の皆様が正確な情報を得ることができるよう取り組んでまいります。

最後に、3要旨目の次世代型メッセンジャーRNAワクチン「レプリコン」の危険性の認識はのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、専門家によりワクチンの有効性・安全性等の評価について議論が行われ、その確認を経て、予防接種法、関連省令等において使用するワクチンの種類や接種方法などを決定されております。本町での新型コロナウイルスワクチン接種は、こうした国の評価や予防接種法に基づき、医師会や関係機関との連携の下で実施をしてきたものであります。

佐野議員ご質問の次世代型メッセンジャーRNAワクチン「レプリコン」につきましては、現行のメッセンジャーRNAワクチンと比べて10から100分の1程度の少量の接種で十分な抗体がつくられ、短期間で日本全人口分の製造が可能となることや、副反応が低減されることなどが期待されているところであります。厚生労働省のホームページ上から新型コロナワクチン開発の進捗状況を確認しますと、昨年12月20日時点の情報では、2社が次世代型メッセンジャーRNAワクチン開発を進めており、そのうち1社については、ご質問のように臨床試験を経て昨年11月に国内製造販売承認を取得しており、今年度実施をする新型コロナウイルスワクチンの定期接種に向けて実用化を目指しているとのこととあります。

ご質問の次世代型メッセンジャーRNAワクチンの危険性という点につきましては、国は、医療機器法、旧薬事法に基づくワクチンの製造販売を承認する過程におきまして、臨床実験や厚生労働省の審議会での有識者による議論を経て、有効性や安全性が確認された上で承認しているものであります。このため、安全性に関しましては、科学的な知見に基づき適正な評価がなされているものと考えております。

なお、こうした新型コロナウイルスワクチンの安全性に関しては、国の審議会において継続的に評価が行われますので、審議の動向を注意してまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

それでは、再質問させていただきます。

1 要旨目、申請サポート窓口に関してでございます。

町では、申請サポート窓口は設ける予定はなく、今でも随時対応しているものであると今伺いました。私の知人の中にも、その相談窓口がないがゆえに相談にまでは行っていないという方がいらっしゃるすとか、このように執行部の皆様が真摯に丁寧に対応に努めていただけるということを知らない町民の方々が多くいらっしゃると感じております。そうした中において、やはり町として相談窓口がありますというサポートをしっかりと前面に出すということは、町民も知ることができますし、サポートを必要としている方々が行ってみようかなという一押しになるかと思います。そして、この書類作成のサポートですとか手続に関しましては、ちゃんと申請の許可が下りるまで約2年ほどかかると言われております。なので、なかなか一人でするというのは大変な作業でございます。なので、そんな中であって、大和町の役場においてもちゃんとサポートしますという姿勢を見せることが大事だと思いますが、そのことについて伺います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

佐野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今のお話のとおり、町役場の健康推進課としましては、窓口ということで提示はしているわけではありませんが、親切丁寧にももちろん対応をさせていただこうと思っております。課または係の設置条例等々となると、条例の変更等々、いろいろ必要になってくる部分もありますので、どういう形で表示をしてご提示をしたらいいのか、延々にあったほうが良い組織なのかも分かりませんし、どういった方法で周知をしていただくのが広角的であるのか検討をしてみたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

前向きに検討していただけると受け取らせていただきます。どのように表示するのがよいのかということなんですけれども、今、町長のお手元にこのようなチラシがあるかと思います。こちらは、大和町の新型コロナワクチンの秋の接種、去年に出されたものでございます。このまま2要旨目に移らせていただきますけれども、十分にその副反応の情報を明記した正しい情報を町民に示す必要があるのか、必要があるということでした。私の手元にある資料ですと、あまりその相談窓口、救済制度があることですか、または副反応があるということは、この大和町からの手紙からは、あまり受け取られないんですけれども、先ほどご答弁では、しっかりと伝えておりますとありました。それはどこのことをおっしゃっているのか、お伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

チラシにまだ明確にうたっていなかった部分がありましたが、窓口という意味では、健康推進課が窓口として手続から問題があった方の審査等の受付等々も、全て、今、対応させていただいておるわけでありまして。残念ながら、本町の方でもワクチンを受けられて亡くなられた方がいらっしゃった中で、国への審査等々にももちろん実績としても窓口としてやらせていただいておりますので、そういった内容も表記をすべきではないかというご指摘なのかと伺いましたので、その内容も、表示内容、表示の仕方等々も含めて検討してみたいと思います。いろんな症例が出てくると思うので、いろんな値、紙に載せるというよりは、ホームページかどっかの最新になるようなデータに飛ぶ形がいいのか、それとも紙ベースがあくまでいいのか、その辺も含めて検討してみたいと思います。

議 長 (今野善行君)

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

正しい情報をとということで2要旨目にも質問させていただきましたけれども、ここのもう一枚、町長のお手元にあるかと思いますが、こちらは、大阪の泉大津市にある南出市長が市民に向けて出されたものでございます。

南出市長は、今回のこの新型コロナワクチンの副反応に対して警戒を促しておられる市長でございまして、ホームページですとか、またはY o u T u b eですとか、積極的に発信をしておられる方です。こちらの泉大津市の市長が出されたこのような手紙を見ますと、市長からのメッセージということで、市民の命に関わることですから、副反応について、また死亡率についてですとか、裏面にもはっきりと書かれてあるわけなんです。なので、このような情報、今何が起きていて、ワクチンといっても、今回のこの新型コロナワクチンは、治験も十分されないまま始まったワクチンであります。なので、やはりこのような情報、今、日本で何が起きているのかをしっかりと町長の目線から発信していただくことをお願いいたしますが、いかがでしょうか。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

南出市長がどういったご経歴をお持ちなのかという部分まで分からない部分もありますが、私個人的には、医学・薬学の道に関しては、ある意味、素人的なところもあって、このワクチンに絡んだところで、様々、インターネット上を見ますと、いろんな危惧する声も拝見しております。ただ、どこまでどの情報が正しいのかという部分も、見極める部分も難しいんであろうなと思う部分です。慎重に行わなきゃいけないんであろうなという思いも一つ持っておりますけれども。事実関係は、別に隠す必要はないんであろうな、内部で取れている情報等々を、そういったところは、隠す必要はないのかなという思いもありますので、その辺は慎重に行いたいと思いますが。知見がない我々の立場としては、その国の薬事法に絡んだところの認証のところをまず優先に今のところは考えるのが一つであらうと思いますけれども。その中でも何らか提示していいような内容があるのかないかを慎重に検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番（佐野瑠津君）

やはり町長としましては、町民の命を守る立場にあるかと思います。そして、町民の健康を守る立場でもあるかと思うので、情報を提示していくということは、大変大事な役目ではないかと考えております。ですので、ぜひこの副反応があることですとか、リスクもあるということをしっかりと町民に伝えていただきたいと思います。いたします。

それでは、3 要旨目のレプリコンワクチンについてです。

私、4 月に大阪市立大学名誉教授の井上正康先生の勉強会に行っていました。そこでこのレプリコンワクチンというのが、自己増殖型のレプリコンワクチンといいまして、英語だとセルフアンプリファイといいまして、遺伝子そのものがどんどん自分で増やしていくという新しいワクチンなんです。野生動物にもし疫病などがあつた場合に対処する一つの方法としまして、全ての動物に対処するのは大変ですので、例えば1 匹だけに疫病に何かを対処しましたら、それを1 匹だけ何か薬、その対処された1 匹が群れに戻った場合、その群れ全体にその反応が移るという、そのような着想から来たのがこのレプリコンワクチンなんです。

今回、私が勉強させていただいた井上正康先生が、今年の1 月にほかのお医者さんや研究者たちとワクチンの安全性に疑問を持つということで、ワクチン問題研究会というのをつくられました。そして、今現在、日本ではあまり報道されておりませんが、世界では、このコロナワクチンの被害に関する論文、また危険性というものが、論文が3,000 件以上発表されている状態なんです。そして、この10 月から導入されるレプリコンワクチンに関しましても、世界では行っておりません。日本とイスラエルだけとお伺いしております。そのように世界から見ても危険性があるものと捉えられているものを、日本はどんどん独自で進めているワクチンであります。これは、自己完結する場合と、その人の吐息であつたり、また汗などで他者にも影響をもたらす可能性があるとも言われており、脳にもその影響が起きる可能性があると言われてるものなんです。ですので、このワクチンに関してですけれども、今、日本においてもいろんな動きが起きてきております。そして、町民の中にも、コロナワクチンをご家族が接種されて、ある日突然、そのご家族を亡くされたご遺族の方々ですとか、現在も健康被害に悩まされている方が、実は本当にいらっしゃいます。命に関わる重

要な情報を知らされていなかったがゆえに、今もなおやり場のない悲しみ、そしてまた苦しみと闘っておられる方々がおられるんだということをぜひ町長にも知っていただいて、この今回、国が進めているものを、国がオーケーと言っているからオーケーではなくて、ちゃんと町としてもこれは大丈夫なのかとか、町としてはどのようなリスクがあるのだろうか、どのようなことを町民に対して責任を持って提示できるのだろうかとか、そのように命を守るためにもしっかりとした状況、そして重要な情報を町民に分かる方法で発信していただきますよう、もう一度お願い申し上げます。

すみません。初めてなので時間がどんどん押してしましまして。町長、すみません、お願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

何とも具体的なデータが出ておるわけでもない中、町職員含めて知見もない中、何が正しいのか、何が正しくないのか、なかなか正直見極めが非常に微妙なところであろうという思いであります。そういった意味で、進めるのか進めないのか等々も含め、慎重に当たるべきなのかなという思いでは受け取っておりましたが、何分、我々にもっと知見があればというところが正直なところかなと思います。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

ぜひ検討していただいて、注意深く国が進めることを町として見ていただけたらと思っております。

それでは、3件目に移らせていただきます。

ファミリーサポート事業について。

大和町第五次総合計画には、地域共存社会の実現と題して、町民が地域社会の中で共に生き、互いに助け合いながら安全で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指す」と記されております。近年、共働きの子育て世代が増え、家庭環境も大きく変わ

ったことで核家族化が問題視されていますけれども、昔ながらの近所付き合いや町民同士でお互いに助け合う、そのような精神、また文化を実現していくことが現代社会に必要とされていると考えております。

宮城県では、石巻市、大崎市、仙台市などでファミリーサポート体制があり、本町の子育て世代からは、ファミリーサポートを実施してほしいとの声が多々ありますが、同等のサポート制度を取り入れることについて町長に所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

続きまして、ファミリーサポート事業のご質問にお答えをさせていただきます。

ファミリーサポート事業は、乳幼児や小学生等の児童を預けたい方と、児童を預かってくれる方、協力者会員の方がそれぞれ会員登録をされ、地域を挙げて子育てを支援する有償のサポート事業であります。県内では、令和5年度の調査の時点で13市8町が実施をしております。平成27年度から始まった子ども・子育て支援事業計画の策定の際に、アンケートによるニーズ調査を実施しております。平成25年及び平成30年に実施をした調査の結果については、いずれも高いニーズとまではいかず、実施に至らなかったものでありました。待機児童対策や地域子育て支援拠点事業のニーズが高く、優先的に取り組んでまいりました。

なお、本年度は、第3期の計画策定のためのニーズ調査を4月から5月に実施をしております。今後、アンケートの分析を実施してまいりたいと考えております。

ファミリーサポート事業については、吉岡まほろば地区及び杜の丘地区の振興団地を有する大和町には、利用したい依頼会員は、潜在的に存在するのではと考えておりますが、他の自治体の事情からも協力会員の確保に苦勞しているとの声もあります。ファミリーサポート事業については、地域での互助精神の涵養も必要であり、また、連絡調整する機関も必要とのことから、アンケート結果を参考に関係機関とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

ぜひ前向きな検討をお願いしたいですけれども、今回、子育て支援のことについてもう一度見ておりました。その中でいろんな子育て世代にヒアリングをさせていただきましたところ、現状の大和町の子育て支援というものに対して、やはり十分ではないと、ニーズに合っていないという声を私自身はいろいろと聞いております。そうしただ中で上がってきた声がこのファミリーサポートだったわけです。今、共働きのお母さんたちが増えておまして、ちょっとした習い事の送り迎えですとか、または小さいお子さんがいらっしゃる方ですと、ちょっと病院に通院したいんだけど、30分、1時間だけでも付き添っていただけたら助かるですとか、または、県外から引っ越してこられておまして、ふだんは誰とも付き合いがないけれども、ちょっとでも近所の先輩のお母様方とそのような関係性をつくれたらうれしいと言っていらっしゃる方もおりました。ですので、ぜひこのことを前向きに考えていただきたいと思っております。

そして、先ほどもありましたけれども、協力会員の確保に苦勞している自治体があるということを私も聞いております。そこでご提案なんですけれども、沖縄県のうるま市というところがございまして、そちらでは、協力会員を集めるために民生委員の方ですとか保健推進員の方に積極的にPRしたりですとか。また、自分自身もまだ子育て中のお母さんたちに対しても、ちょっとしたお小遣い程度ですけれども、そういう面で、在宅で自分自身にゆとりが持てるような収入になるということで喜ばれるということでPRされていたりですとか。または中学校の保護者ですとか、また、大和町では子育てサポーターもいるかと思っておりますけれども、そのように日頃から大和町の子育て支援に携わっていらっしゃる方からまずPRしていただくことで、沖縄県うるま市では、この協力会員の方が十分に備わっていると聞いております。ですので、また事故とかトラブルを防ぐためにも、間に役場が入っていただくことで良好なコミュニケーションが取れるという点、また、保険の加入というものもしていただいている自治体もございまして、トラブルを防ぐためにも、利用者の方にも、また提供者の方にも保険に入っていただくですとか、または定期的な講座を開設して、共通のルールを利用する方も提供する側もしっかりと持っていくですとか、そのようなフォローアップをしていくことで、このファミリーサポートというのは、この大和町に住んでおられるお母さんたちの何よりも力になると実感しておりますので、町長にぜひこのことをもう一度、所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

時間になっていますので、まずよろしくお願いします。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

大和町では、コロナ禍でなかなか実施できていなかったのですが、ボランティア友の会という会の団体の皆さんがいらっしゃったりして、子育てを経験なさったおばあさん世代になる方が多いのかも分かりませんが、乳幼児健診等の際に、お母さんの健診をされている間にボランティアで子供を面倒見ていただいたりとか、もともとそういう活動もコロナ禍前は頻繁に行われておったまちでもございます。コロナが5類に移行した後、今年も総会に参加をさせていただいたわけではありますが、正常に戻ったところもあって、そういった事業もぜひまた再開をお願いしたいというお話もさせていただいておりますし、加えて、そういった健診の会以外のみならず、そういった触れ合いの場を持っていただくことで、そういったサポート体制等、事業等の調整が形成されていけばいいなという部分と。あと、加えて、敬老者の方からすれば、子供と触れ合うこと、それこそ本当に健康寿命を延ばす一つのいい策であろうという思いがある中、いろんな年代の方がお互いに助け合うような、そんな事業を加えてつくっていければという思いでありますので、両方の世代の方に行き渡るようなものが何かできないか検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

では、ぜひ前向きに検討していただけたらと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （今野善行君）

以上で佐野瑠津さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時10分とします。

午後２時０２分 休 憩

午後２時０９分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

12番槻田雅之君。

12 番 （槻田雅之君）

それでは、6月議会、最後、最終の一般質問をさせていただきます。簡潔明朗で進めてまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

私からは、2件質問をいたします。

1件目は、もみじヶ丘保育所の防犯管理の強化をです。

もみじヶ丘保育所は、開所から30年以上がたっております。その間、内部は何度かの増設改修工事を行い、育児環境の改善を行っていますが、防犯対策は、学校施設と比べ劣っていると思われます。そこで、フェンスの高さや防犯カメラ、遠隔施錠などの対策を早急にすべきではないでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、槻田雅之議員のもみじヶ丘保育所の防犯管理の強化をについてのご質問にお答えいたします。

もみじヶ丘保育所につきましては、平成4年度に建築工事を行い、平成5年4月に開所し、本年で31年経過しております。また、平成21年度に待機児童対策のため増築工事を実施し、定員を60人から75名に、平成25年度にも増築工事を実施し、定員を現行の120名まで拡充を行ったものです。保育所の防犯対策については、月1回実施している避難訓練について、地震や火災に併せて不審者対応についても大和警察署の指導の下、不審者対応訓練さすまた実技講習の定期開催をしております。そのほか、保

育所内での不審者対応訓練を1回から2回、計2回以上の不審者対応訓練を実施し、児童を含め各職員が緊急時の対応の確認を行っているものです。

しかしながら、近年、建築された保育園、こども園については、子供の安全対策は、施設整備の際から工夫されております。フェンスの高さについては、もみじヶ丘保育所では、土留めの基礎を含めると1.6メートル、フェンス1.2メートルにプラス基礎高0.4メートルとなっておりますが、北側については、基礎がないため1.2メートルとなっております。民間の施設では、それぞれの立地条件に合わせて1.4メートルから1.8メートルとなっております。また、防犯カメラにつきましては、もみじヶ丘保育所については4か所に配置し、正面門から玄関口まで、給食搬入口、駐車場には2か所から録画しております。玄関の遠隔施錠についても、民間施設では、自動ドアの開閉時間の工夫などで防犯について一定の効果を出しております。

もみじヶ丘保育所の防犯管理につきましては、建築当初のときと今の社会情勢とは変化もあり、防犯の意識を変えていくことは必要であります。また、防犯意識なども含めて現場の職員と一緒に問題意識を共有していくことは、重要であると考えております。早急にできるものから対応し、今年度実施する長寿命化計画による基本設計においてフェンスなどの防犯管理の強化も含め計画をし、令和7年度は実施設計を、令和8年度は改修工事を実施していきたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

答弁を聞いておおむね理解されており、将来、改修工事を実施していくということですので安心いたしました。

そこで、何点か意識合わせを兼ねて質問したいと思います。

まず最初に、全般的な質問をさせていただきます。

町長ですけれども、現場を見に行ったことがあられるのか。当然、中を見たことはあるかと思うんですけれども、私が危惧しているのは、後ろのもみじヶ丘三丁目会館の先ほど答弁もあった1.2メートル、土留めがない、あそこがあまりにも低いんじゃないかということをしごく危惧してんですけれども。その辺、現場を見ているのかどうか、まずその点をお聞かせください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
槻田議員の再質問にお答えをさせていただきます。
現場は、表からももちろんでありますし、裏側、もみじヶ丘三丁目会館にお邪魔した際に拝見をしております。

議 長 （今野善行君）
槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）
そこで、多分、保育所ですから厚生労働省の管轄になるかと思うんですけども、外部団体、例えば警察からとか、実際そういう視察なのか定期パトロールなのか分かりませんが、されたときに、やはりいろんな面で、防犯面で、この辺を強化したらいいんじゃないですかというご指摘があったかどうか。逆を言えば、そういうパトロールとかは、一切第三者からは視察されたことがないとか。その辺、ほかの面、要は職場、職員以外の方から指摘というか、例えば厚生労働省かと思うんですけども、あとは地元の警察の方、当然、隣には派出所、警察官立寄所ですか、ありますから、そういうご指摘があったかどうか。その辺の情報が何かあればお聞かせください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
槻田議員の再質問にお答えさせていただきます。
特段なかったと理解はしておりますが、担当課から念のため回答させます。

議 長 （今野善行君）
子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

槻田議員のご質問にお答えいたします。

警察官が来て指導する訓練、その際にフェンスの高さが若干低いんじゃないかという指摘は受けたことが、現場の職員が受けております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

やはり北側というんですか、もみじヶ丘三丁目、児童館側はどうしても低いということもございますので、今後、修繕をしていくということで、早期に何かしら対策ができればなんて思っているところでございます。

それでは、フェンスについてお話ししたいと思います。最初のうちですと、幼稚園、保育園、一般的に低いフェンスが見受けられております。それは開かれた保育所、開かれた幼稚園という観点だとは思いうndすけれども。最近ですと、先ほど答弁したようにいろいろ時代が変わりまして、フェンスも高いというのが当たり前となっているのが望ましいと。最低やっぱり1.5メートル以上ないと厳しいというのが出ているところでございます。ただ、その反面、地域の目というんですか、目隠しになってそれでいいのかとか、いろいろ難しいこともございます。確かにあそこは、もみじヶ丘保育所、30年以上、古い保育所でございますので、その辺も令和7年度実施設計、令和8年度改修工事というお話を聞きましたので、当然、時代とともにその辺は変わっていくのかなと思っております。

それで、北側、確かにフェンスが短いんですけれども、簡単に高くしてほしいとは思いうndすけれども、今度高くしたら高くしたで、今の基礎がない状態で、今度は倒れる可能性が出てくると。そのために大規模に基礎から直さなきゃいけないということもありますので、その辺は、今後直していくときにしっかり基礎から直して、基礎から直すでしょうから大分お金もかかるんでしょうけれども、安全な対策を練ってほしいなと。なおかつ簡単にできることであれば、簡単に直してほしいなと思っているところでございます。なおかつ町長答弁でも、できるところから対応していくということもございますので、その辺、ゆっくり安全面を考えて、ただ高くすればいいというものでもないですし、そのために基礎も直さなきゃいけないことも重々承知でござ

いますので、その辺、現場職員と共にフェンスの高さを検討してもらえればと思いますが、まずフェンスに関しまして、町長のご意見なり、何かしら今後のお考えがあればお願いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
槻田議員の再質問にお答えをさせていただきます。
フェンス自体の安全性、安全の確保をきちんとすべきであろう。加えて、入所児の安全性を確保できるよう長寿命化計画に併せてしっかりやっていきたいと思います。
よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）
槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）
次に、防犯カメラについてお聞きしたいと思います。
保育所に4か所設置していて、2か所から録画しているという話を答弁でされたんですけども、意味が分からない。私が分からないだけだと思うんですけども。正面門から玄関口まで1つ、給食搬入口、あとは駐車場には2か所あると言って、どうやって4か所になるのかが、もう少しそこを。駐車場だけ2か所なのか、分からなかったのもので、その辺を教えてほしいというのと、駐車場と言っているのは、どこの駐車場なのか。それは、実際に送り迎えされている人が使う警察官立寄所の駐車場なのか職員駐車場なのか、また別な駐車場なのか、実際、何かのイベントがあるときに所園の中に入れる駐車場のことなのか。その駐車場ということについて、どこにあるのかもう少し詳しくお聞かせください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの質問につきましては、担当課長より説明をさせます。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

槻田議員の質問に対してお答えします。

カメラの設置は4か所ございまして、正面門から玄関口が1つ、あと給食の搬入路が1つ、駐車場につきましては、角度を別にしているんですが、警察官立寄所の駐車場を2方面から角度をつけて、いずれも4つのカメラも録画をしております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

防犯カメラは分かりましたが、私が危惧している裏というか、北口にはついていないということでもよろしいのかと思っていますので。今後直していくということでございますので、防犯カメラなんて早急につけられるかと思っていますので。一番侵入しやすい北口、多分北口から入らないとは思いますが、確かに言ったようにフェンスが一番低いので、そこは何かしら対策が必要ではないかなと思っていますので、その辺ご検討してもらえればと思っているところでございます。

次に、遠隔施錠について質問をしたいと思います。

遠隔施錠の答弁の中で、民間施設では、自動ドアの開放時間の工夫などで防犯について一定効果を出しているという答弁がなされました。ということは、今、もみじヶ丘保育については、遠隔での施錠はないと捉えていいのかということと、効果があるということは認めているということで、その辺、その遠隔での施錠について町長なりの答弁、何かしらその思いというか、直せるならすぐ直してやってほしいところもあるんですけれども、いろいろすぐには言いませんので、その辺、何かしらご意見があればお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、その前に防犯カメラの件、当初の回答には場所も明記しようかと思っておったんですが、逆に防犯上、あまり詳しく書かないほうがよろしいだろうという観点からあえて削らした内容でございました。

加えまして、施錠でありますけれども、現在、施錠はしていないわけではなくて、時間帯によりまして、ダイヤル式の自転車等にもつけるような、ああいうタイプの施錠をがちとしておる状況にありまして。通常お迎えに保護者の方々いらっしゃる時間には、それを逆に外しに行くということで、職員の作業が増えている現状にもあります。門扉の構造等も関わってくるところであろうと思いますし、その高さ的なところもどれにするのと、フェンスとの調和のところも大事になってくるかと思っておりますので、そういう意味では、長寿命化計画に併せて整備をしたいと思っておりますし、そうなれば、自動開閉できて職員の手間も省けるであろう、有効なものであらうと思いますが、マニュアル的な間接の錠できちんと安全性は確保させていきたいと思っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

梶田雅之君。

1 2 番 （梶田雅之君）

総合的に問題意識は共有されているのかなと思っております。あと、早急にできるものから対応と述べておられますが、逆に、その辺で検討されていることが何かあればお聞かせください。早急にできることから述べられたので、今そういうのが、考えているところがございましたらばお聞かせください。お願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

梶田議員の再質問に、現場の声を直接回答させたいと思っております。よろしくお願

ます。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

槻田議員の再質問にお答えしたいと思います。

特定の場所というのは今のところないんですが、保育所の所長と常々、保育をやっている中で支障が出てきた場合、それを早急に対応していきたいという内容でございます。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

理解いたしました。

最後になりますが、先日、偶然に保育所の避難訓練を見学することができました。町職員の保育士をはじめ関係者が熱心に災害から子供を守るという強い熱い使命で活動しておりました。もみじヶ丘保育所ですが、町長が先ほど述べたように平成初期に開園し、30年以上も経過しております。そして、今となっては唯一の公立保育所でございます。その間、取り巻く環境、暮らしは変化し、幼児は多様化しております。今後も長寿命化対策によって、なお一層、幼児の安全・安心を見守りできるような施設であることを切に願ひまして1件目の質問を終わりますが、最後に町長から統括したご意見をお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

槻田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これまで同様、杜の丘地区に関しましては、しあわせの杜の分譲が始まる中、まだニーズがもちろんあるエリアであるという認識を持っております。開所から31年がた

ったわけではありますが、安全・安心な中で大事なお子様をお預かりできるよう整備に計画的に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

それでは、2件目の質問に移らせていただきます。

2件目は、もみじヶ丘幹線4号線及び6号線の歩道の改修状況はです。

2022年6月の一般質問にて、もみじヶ丘幹線4号線及び6号線の歩道改修について議論をいたしました。その際の回答では、「関係地区、小野小学校PTA保護者等の意見を聞き進める必要があると考えています。歩行者の皆様が安全・安心してご利用できる優しい歩行環境になるよう現状の歩道環境の課題の把握に努め、改善方法を検討しています」とおっしゃっていましたが、そのときは町長が違っていました、その後の状況と今後の予定をお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

続きまして、もみじヶ丘幹線4号線及び6号線の歩道の改修状況についてお答えします。

もみじヶ丘幹線4号線及び6号線は、昭和61年度から平成4年度まで実施されました大和富谷土地区画整理事業によって整備された路線で、その当時の路線は、歩行者と車両の相互の安全性を高めるため、車道と歩道に20センチ程度の高低差を設けるマウンドアップ形式が多く採用され、当該区画整理事業におきましても同様に採用されたものであります。

しかしながら、当該2路線の歩道幅員は1.5メートルと、通常2メートル以上の歩道よりも狭いものの、車道と歩道の高低差は一般的な構造と変わらない約20センチの構造となっておりますことから、宅地との出入りのために歩道の切下げによる傾斜が生じておまして、歩行者、特にベビーカーやシルバーカー等の車輪つきの利用者の移動のしやすさに制約があるなど、歩行環境の改善が課題となっているものでありま

す。

このことから、現在、小野小学校への通学路及びもみじヶ丘一丁目、二丁目の主要な生活道路となるもみじヶ丘幹線4号線の歩行環境の改善に向けた整備を行うよう進めているところでございます。今回の整備計画では、車道と沿線宅地との段差を解消することといたしておりますが、全ての宅地が車道と平らにはならないこと、また、歩道と車道との間には歩道境界のブロックを設置して歩行者等の通行の安全を確保しようとするものであります。令和5年度は、道路の現況の把握や道路線形について検討を行う基本設計を実施いたしまして、令和6年度では、その基本設計を基に、沿線の方々の地区関係者、小学校、PTA等、保護者のご意見をお伺いし、歩道の幅員確保や改善方法等につきましてより詳細な道路設計を行うこととしておりまして、お子様から高齢者まで安心して利用できる歩行環境の整備を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）
槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）
それでは、まず最初に、確認を兼ねて何点か質問をさせていただきたいと思います。
町長は、当然、あそこの道路を車で通ったことはあるかと思いますが、実際に歩いたことがあるのかどうか。あそこは、一番最初のうちは、歩道と車道が本当に斜めだったんですけれども、1回工事で2段階の工事をしたということもあるんですけれども、その辺の状況も知っているかどうか。今後の話をする上であれなので教えてください。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
槻田議員のご質問にお答えさせていただきます。
もちろんのこと、選挙等々も含め歩かせていただいております。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

歩いたことがあるというのであれば、いろいろ今後、意見交換もしやすいかなと思って質問をいたしました。

まず最初に、スケジュール的な話をしたいんですけども、幹線4号線の話は答弁されておりました。幹線6号の話がなかったんですけども、幹線6号については、幹線4号、すなわちもみじヶ丘一丁目、二丁目の道路が全て設計が終わって、実施して、それで反省点があるのかなにか分かりませんが、その後、設計するという考えなのか、まるきりないのか、その辺のお考えをお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

4号線の工事が終わった後、6号線の詳細の設計をして工事ということになるかと思いますが、何分その構造上、測量から全てやらなきゃないという現状でありますので、そういった順序になるということをご理解いただければと思います。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

幹線6号につきましては、幹線4号が完了後ですよ。設計完了後じゃなくて、実際、実施完了後に行うと。なおかつ幹線6号、もみじヶ丘三丁目は、1つ大きなカーブがございますので、あそこで一回、町民バスも、大分前ですが事故ったこともあるカーブがございますので、幹線4号には苦勞するのか。当然、幹線4号ですと、一部、小野小学校が片方全部、ほとんど何百メートルとありますから、そういう意味ではやりやすいところもございますので、幹線4号からということによろしいかと思っています。

その中で私が理解できなかったのが、答弁の中で、全ての宅地が車道部と平らには

ならないこと、これは多分、一部段差があるということだと思いますけれども。車道と歩道の間には歩車道境界ブロックを設置し、歩行者等の通行の安全を確保しようとするものです、とあるんですけれども、その辺をもうちょっと分かりやすく教えてほしいなど。理解に苦しんだので、具体的にどういうことなのか、その辺、お聞かせください。お願いします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
それでは、槻田議員の再質問にお答えをさせていただきます。
理想的に多分皆さんが思っているのは、車道と歩道と本当にフラットであろうと思うんですが。今いろいろ国の補助事業等を検討している中では、歩道と車道は、通常の縁石ブロックできちんと入れ分けしなさいというお話になってございます。そういう中で、縁石ブロックを基本的には、車の入り口以外のところはしなきゃない状況であるんですが。今、乗り入れ上、どうしても車が入れやすいように角度がよりつけられているところがあって、そこをどういう形ですりつけしたら、一番地域の方々が使いやすいのかという部分で試行錯誤しておる状況でありまして。そういった意味で、全てがフラットではなくなる可能性がまだあるという状況とご理解をいただきまして、住民の皆さんにもいろいろご意見をお伺いできたらと思います。よろしくをお願いします。

議 長 （今野善行君）
槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）
あと、再度確認しますけれども、今回の基本設計が終わっているので分かっているかと思うんですけれども、設計の大きな内容としましては、道路をかさ上げるのではなく、車道を少し短く狭くして、その分歩道の幅を広げて、その分滑らかにしてフラット化にしていく考えなのか、まるきり道路もかさ上げてフラットにするのか、やり方はいろいろあると思うんですけれども。多分、私の考え、記憶としては、車道をちょっと狭くして歩道ののり面を広くすることによって、もう少し滑らかになって

フラットに近い工事かと思ったのですが、その辺、改めてもう一度お聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
槻田議員の再質問に対しては、間違いがあってもあれなので、担当課長から丁寧に説明をさせます。

議 長 （今野善行君）
都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、槻田議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回、設計検討をしてございます計画につきましては、もみじヶ丘幹線4号線の今現在、1.5メートルの歩道がある部分でございますが、それが約20センチから15センチの落差があるということで、それを、歩道下げるだけでは沿線の宅地の高低差とかなり露骨になりますので、宅地側を多少下げまして、なおかつ車道を上げるという計画でございます。それで、その20センチから15センチの高低差を圧縮しようという考え方になっています。なおかつ歩行者が1.5メートルですので、それですとなかなか狭いということもあって、有効幅員、今、5メートルぐらいの車道なんですけど、それを4メートル程度に車道側を狭めまして、歩道を2メートルずつ確保しようという計画で、今、こちらは考えてございまして。あとは沿線の方々、PTAの方々、学校とのお協議をしていきたいという計画でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）
槻田雅之君。

12 番 （槻田雅之君）
理解いたしました。ところどころ道路を広くして歩道を広げたり、いろいろかさ上

げしたりとか、大変な工事になるのかなとお聞きいたしました。ただ、大きい問題が当然分かっているかと思いますが、あそこはスクールバスをはじめ、今の道路幅ですと、大型バスが2台すれ違える道路でございますが、狭くしますとすれ違いも厳しいので、ところどころ広いところは広くしなきゃいけないのかと。極端な例で言いますとあけの平、あそこは少し極端かもしれませんが、ああいう形で縮めたり広げたりいろいろ難儀な設計になっているんだろうな、なんて思いながらも、今後の進捗にご期待したいと思います。

最後になりますが、暮らしの中で最も重要なのは健康でございます。老化は足腰からという言葉がございます。筋肉の衰えが足腰に来ると。その中で、簡単な予防策として、自分のペースで歩くことと言われております。その歩く道路、歩道は、安全で安心でなければなりません。特に夏場は、夜中も歩く方も少なくありません。よって、当然、夜中でも明るい歩道であるべきだと思っております。穴が開いている、陥没している、木の根によって道路がめくれている、または平面ブロックの暴れなど、目立つような歩道では安全であることもできません。場合によっては、転倒して損害賠償、維持管理不足等で賠償責任の支払いが発生する場合もございますので、一日も早い安全な歩道の完成を切に願い、私からの一般質問を終わりますが、最後に町長から総括したご意見をお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

最後の質問を頂戴いたしました。本当に健康寿命を延ばしていただく上では、程よい運動、無理のない運動、毎日欠かさない運動が大事だろうと思います。その中で、おっしゃるとおり歩行、これは本当に健康につながる話であろうと思いますので、そういった環境を、安心して歩いていただける環境を整備してまいりたいと思いますので、どうぞ議員の皆様方も問題点等々がございましたら、ご連絡を担当課にいただければと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

以上をもちまして私からの一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 （今野善行君）

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わりといたします。

日程第3「議案第46号 大和町課設置条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

次に、日程第3、議案第46号 大和町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、議案書60ページをお願いいたします。

議案第46号 大和町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、本町における企業誘致立地部門の体制を整備するための条例改正となります。

別冊で議案説明資料を用意しておりますので、ご用意願います。

説明資料1ページの上段、1の背景では、本町の企業誘致関係の背景を記載しております。

本町では、昭和50年代から工業団地の整備を進めてきております。昭和51年には東北自動車道大和インターチェンジが開通し、物流の要ができたところです。昭和59年には北部中核工業団地の造成が始まり、昭和63年に分譲が開始されました。その後、大和流通工業団地、大和インター周辺流通団地、大和リサーチパークが整備され、富県宮城を支える自動車産業、高度電子機械産業の関連企業が本町に集積し、令和4年の工場製品出荷額は6,891億8,000万円で、仙台市に次ぐ額となり、産業都市としての加速度的な成長を続けております。

下段でございますが、大衡村へ新工場の建設が公表されましたJ SMCホールディングスの2027年稼働に合わせ、関連企業の引き合いも多くなってきており、工場用地

として一定面積を確保することが困難な状況にありまして、さらなる分譲用地の確保が急務となっている状況でございます。

2ページをお願いいたします。

町の対応といたしまして、こういった状況から関連企業への対応件数の増加、都市計画区域の定期見直しの機会以外の工場用地の確保、誘致に必要なソフト面の整備など業務範囲も広くなることを想定いたしまして、企業誘致における業務に特化した組織として取り組むとともに、専門性・効率性の高い体制とするため、商工観光課内に企業立地推進室を設置するものでございます。条例改正とともに行政組織規則の改正も行うことといたしておりまして、その中では、企業立地推進室に企業誘致係を置きまして、具体的な分掌事務につきましては、下記に記載する事務を予定しております。独立した室となりますが、工業用地の確保など、その他、複数の課が関係する部分もございまして、関係する課が連携を図って進めていくものでございます。

それでは、議案書60ページにお戻り願います。

大和町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

第2条第1項では、内部組織として町長部局の課を規定しておりまして、第2項では、課に設置する室を規定しております。改正後では、商工観光課に設置する企業立地推進室を加えるものでございます。

続きまして、第12条は、商工観光課の事務分掌の規定でございます。

第2条で企業立地推進室を設置しましたことによりまして、見出しに課内室を加え、改正前、第1項第3号に規定します企業誘致及び立地に関するものを、改正後の第2項の企業立地推進室に分掌させる事務に第1号として規定する改正でございます。附則といたしまして、この条例は令和6年7月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

以上で議案46号の説明を終わります。

日程第4「議案第47号 令和6年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第4、議案第47号 令和6年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは、議案書の61ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和6年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第47号 令和6年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ4億9,449万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を160億3,996万5,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条の地方債の補正は変更でありまして、第2表地方債補正によるものであります。

議案書の64ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、変更でございます。公共施設等適正管理推進事業債は、今議会において補正をお願いしますもみじヶ丘児童館の長寿命化改修に係るもの、公共事業等債は、もみじヶ丘幹線4号線の実施設計業務に係る地方債をそれぞれ追加し、増額をお願いするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

別冊の事項別明細書（第2号）の3ページをお開き願います。

歳入についてであります。

16款国庫支出金につきましては、2項1目総務費国庫補助金3億200万1,000円につきましては、5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

3目衛生費国庫補助金は1節保健衛生費補助金で、新型コロナウイルス感染症予防接種事業費として3,464万4,000円を追加するもの、5目土木費国庫補助金は1節道路橋梁費補助金で、社会資本整備総合交付金で633万4,000円を追加するものです。

次に、17款2項3目衛生費県補助金につきましては、不妊検査費、不妊治療費助成事業費で275万円、18款2項1目不動産売払収入は、吉田川の河川改修に係る土地の売払収入で583万円を追加するものです。

次に、21款1項1目繰越金につきましては、財源調整といたしまして4,754万8,000円を計上いたすものであります。

次の22款諸収入につきましては、5項2目雑入1節雑入で大和町文化振興協会運営

事業費の精算金、最終処分場周辺地域環境整備事業費を追加するものであります。なお、町文化振興協会運営事業費精算金につきましては、後ほど公民館長から説明をさせていただきます。

23款1項2目民生債につきましては、1節公共施設等適正管理推進事業債、4目土木債につきましては、1節公共事業等債といたしましてそれぞれ追加するものであります。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは、追加の説明をさせていただきます。

ただいま財政課長よりご説明申し上げました一般会計補正予算の歳入でございますが、22款5項2目雑入86万6,000円につきましては、大和町文化振興協会事業費の令和5年度分精算金でございます。

別冊の議案第47号関係、令和5年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書も併せてご覧いただきたいと思います。

1ページは事項別明細書になります。歳入は上段、歳出が下段となります。下表をご覧ください。

歳入総額は2,460万4,153円で、歳出総額が2,373万6,422円となり、歳入総額から歳出総額を差し引きますと86万7,731円の残額となります。

なお、2ページは、令和5年度に実施しました事業別一覧であります。

今回、差引残額を令和6年度一般会計に戻入れをするものでございます。

当初予算で科目設定としまして1,000円を計上しておりましたので、差額分86万6,000円を補正させていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、事項別明細書 5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目議会費の補正につきましては、10 節の修繕料に議場内の壁スピーカー 4 台と傍聴席の天井埋め込み式スピーカー 3 台分の交換費用、本体取付け廃棄物の処分も含まれております。75 万 9,000 円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、2 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。

2 節から 4 節のうち人事管理費分は、職員の退職、病気休暇等による欠員が生じる期間中に任用するフルタイム会計年度任用職員の人件費、6 月から翌年 3 月まで 10 か月分を 3 人、予算措置をお願いするものでございます。

また、3 節のうち本年 3 月定例会議で議決をいただきました会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、年間 2.05 月分を措置するもので、4 節につきましては、勤勉手当支給に係ります共済組合負担金でございます。

なお、以降の科目の 3 節、4 節のうち会計年度任用職員の人件費につきましては、特別の事情を除き同様の理由となりますので、説明を省略させていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

税務課長村田充穂君。

税務課長兼徴収対策室長 （村田充穂君）

それでは、資料の 6 ページをお願いいたします。

続きまして、2 項徴税费 2 目賦課徴収費でございます。

初めに、賦課徴収費では、主な内容となります定額減税補足給付事業につきまして、別冊の議会説明資料（議案第 47 号関係）定額減税補足給付金調整給付金についてを用いてご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

1、目的です。デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援といたしまして新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置として実施します定額減税におきまして、定額減税し切れないと見込まれる方に対しまして、定額減税し切れない差額を給付金（以下調整給付金）としまして支給を行うものでございます。

次の 2 の支給対象者と 3、支給金額は、3 ページの調整給付金の算出方法について（イメージ）によりご説明申し上げますので、3 ページをお願いいたします。

初めに、所得税分からのご説明になります。

3 ページ下に図が3つ並んでおりますが、左側の図が所得税分の算出イメージになります。

初めに、所得税分の算定基礎となります定額減税可能額はピンク色の部分で、1人当たり基準額3万円に本人と配偶者を含めた扶養親族の人数を乗じた㉞の部分になります。その額から白抜きの㉟の令和5年分の所得税を令和6年分の所得税とみなした推計額を差し引いた額を所得税分の控除不足額㊸として調整給付金の対象とまず一旦します。図では青色の部分になります。

次の中央部の図の個人住民税分の算出イメージに移ります。

個人住民税分も定額減税可能額はピンク色の部分で、1人当たり基準額1万円に本人と配偶者を含めた扶養親族の人数を乗じた㉞の部分になります。その額から白抜きの㉟部分、令和6年度分個人住民税の額を差し引いた額が住民税分の控除不足額㊸として調整給付金の対象額となります。図では緑色の部分になります。

最後に、実際の調整給付金の図は、右側の図になります。

ただいま申しました緑色の住民税分の不足額と青色の所得税分不足額を加えた額に1万円単位に端数調整を行いました額を今回の補足給付金（調整給付金）として支給を行うものでございます。

資料の1ページにお戻り願います。

4、支給方法は、お知らせ方式、いわゆるプッシュ方式と呼ばれるものになります。郵送方式または窓口方式のいずれかの方法により確認書を郵送の上、受付させていただき支給を行うこととしております。

2ページをお願いいたします。

5（1）対象者数及び予算額は、事業費は、所得税分の方のみ対象の方は4,100人、個人住民税所得割と所得税分の両方が対象となる方は900人、合計5,000人を見込み、事業費を1億8,200万円、事務費としてそれらに係る費用として1,006万円、総計1億9,206万円を見込むものでございます。

2、財源につきましては、国から交付されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金を1億9,172万3,000円、一般財源として33万7,000円を充てるものでございます。

6、今後のスケジュールとしましては、6月につきましては、本日の補正予算を議会にお願いさせていただき、その後、契約事務、対象者の抽出、2としまして7月に広報の掲載などでございます。3としまして、7月から8月に確認書の発送を開始さ

せていただきまして同時に受付を開始、4、8月に第1回目の給付金の給付を始めたいと考えております。以降、確認書の受付状況に応じ定期的に支給を行ってまいります。5、確認書の提出期限は、国からの指導に従い10月下旬を予定しております。

7、その他につきまして、今後、年末以降に令和6年度分の所得税が確定するところではございますが、今回の調整給付金でもさらに不足が生じる方の場合、令和7年において改めて追加の給付が行われることとなっておりますので、国の交付方針が決まり次第、改めて議会にお願いをさせていただきたいと考えております。

説明資料につきましては以上になります。

お手元の資料を歳入歳出補正予算書、事項別明細書の6ページにお戻り願います。

3節は事業費に係る職員の時間外勤務手当を、10節は発送に要する消耗品など、11節は支払い等の郵送料と口座振込手数料、12節は対象者の抽出や給付金の口座振替を行うためのシステム改修費用、19節は5,000人分の給付金を見込み予算措置をいたしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

1節から8節は、一部の会計年度任用職員の雇用形態についてフルタイム会計年度任用職員からパートタイム会計年度任用職員への雇用形態の変更に伴いまして人件費の組替え調整でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、7ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費には、令和6年度に実施します非課税世帯等生活支援事業

に係る関係予算を計上しておりますので、初めに事業の概要をご説明いたします。

大変恐れ入りますが、福祉課から提出しております議案説明資料（議案第47号関係）をお開き願います。

資料1 ページをお願いいたします。

非課税世帯等生活支援給付金についてでございます。

こちらにつきましては、昨年度も実施をしておりました非課税世帯への給付金と同様の内容となっております。

1、目的でございますが、デフレ脱却のための総合経済対策といたしまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の令和6年度の取扱いが国から示されたことによりまして、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対しまして1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

また、給付への加算といたしまして、当該支給対象者の世帯員でございます18歳以下の児童1人当たり5万円を子供加算として支給するものでございます。

なお、これまでも対象としておりました家計急変世帯につきましても併せて給付を行うものでございます。

2、基準日につきましては、令和6年6月3日時点で大和町に住民登録のある世帯となります。

3つ目といたしまして、対象及び給付額についてでございますが、非課税世帯につきましては、世帯全員の令和6年度分住民税均等割が非課税である世帯でございまして、給付額は、1世帯当たり10万円で約600世帯を想定しております。

均等割のみ課税世帯につきましては、世帯全員の令和6年度分住民税所得割が非課税であり、かつ当該世帯に属する者のうち少なくとも1人が令和6年度分住民税均等割を課税される者である世帯が対象となるものでございます。給付額は、1世帯当たり10万円で約300世帯を想定しております。

家計急変世帯につきましては、令和6年1月以降に予期せず家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象となりまして、給付額は、1世帯当たり10万円で約100世帯を想定しております。

子供加算につきましては、非課税世帯や均等割のみ課税世帯で給付金を受領した世帯で扶養している18歳以下の児童がいる場合は、児童1人当たり5万円の給付を受けることができるものでございまして、約150人を想定しているものでございます。

2 ページをお願いいたします。

本給付金につきましては、令和5年度に実施しました住民税非課税世帯への給付金

や住民税均等割のみの課税がなされた世帯への給付金の対象となった世帯につきましては、対象外となるものでございます。

4、支給事務でございますが、こちらにつきましては、プッシュ型と申請型の2通りでございます。

プッシュ型に該当の方につきましては、大和町で課税状況が確認できる方でございまして、この方につきましては、役場から確認書を通知して確認書を受付し、内容を確認後に指定口座へ給付金を振込をする流れになります。

次に、申請型に該当する方につきましては、1月1日以降に転入をしまして大和町以外から課税されている方となりまして、その方につきましては、広報たいわや町のホームページ、関係窓口での周知を図りまして、随時、申請を受付いたしまして、内容を確認後に指定口座に振込をする流れになるものでございます。

次に、子供加算が該当になる方につきましては、プッシュ型では確認書の送付時に、申請型では申請書配布時に子供加算の申請書を配付いたしまして受付をするものでございます。

5、所要額につきましては、事業費と事務費を合わせました予算総額を1億1,068万2,000円と見込んでおります。

スケジュールにつきましては、令和6年6月に今回6月の定例会にて補正予算を計上いたしまして、各種契約事務を進めて7月から広報たいわ、町のホームページに掲載をするなど周知を図ってまいりたいと考えております。7月下旬から印刷物等の準備をして発送して、その後、受付を開始する予定でございます。受付期間につきましては、9月までという形で予定をしております。

以上が事業の概要となります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページへお戻りいただき、1目社会福祉総務費の欄をお願いいたします。

3節につきましては、非課税世帯等生活支援給付金に事務従事する職員の時間外勤務手当でございます。10節は給付に係る事務用品、封筒等の印刷代、11節は給付に係る確認書等通知に係る郵便料及び口座振込手数料、12節は給付に係るシステムの業務委託料、19節は子供加算を含みます住民税非課税世帯600世帯、均等割のみ課税世帯300世帯及び家計急変世帯100世帯に対します給付金の支給額でございます。

次に、2目老人福祉費でございます。

27節は、介護保険事業勘定特別会計へ繰り出すため補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

こちらにつきましては、地域生活支援拠点整備事業、障害者等緊急時支援体制整備事業に関するもので、従来から非課税事業と認識をいたしまして富谷黒川管内の市町村と事業者が契約を交わしまして事業を行ってまいりましたが、昨年、厚生労働省から非課税事業ではなく課税事業の対象であるということで見解が示されましたので、令和元年度まで遡りまして必要となる予算を措置するものでございます。12節は、令和6年度緊急時支援体制整備事業に係ります消費税分の委託料、8ページをお願いいたします、21節は、同事業に係ります令和元年度から令和5年度までの消費税額及び令和元年度から令和4年度までの消費税分の契約額の増額に係る延滞金等修正申告に係ります事務費につきまして予算を措置するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。再開は午後3時25分とします。

午後3時15分 休 憩

午後3時24分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

事項別明細書8ページをお願いいたします。

3款2項5目児童館費でございます。

今回の補正予算につきましては、もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事に係るものでございます。

改修工事の概要について、別紙議案説明資料（議案第47号関係）にて説明させていただきます。

議案説明資料1ページをお願いいたします。

1、長寿命化計画の目的につきましては、国では社会福祉分野における個別施設計

画の策定を進めることを目的に、令和元年12月に社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定のための手引を作成いたしました。本町においてもこの策定手引に基づき子育て支援施設の長寿命化計画を策定し、これまでの対症療法的な方法から予防保全的な方法へ転換をし、その機能や設備を常に良好な状況を保ち長寿命化に資することを目的といたしております。子育て支援施設につきましては、もみじヶ丘保育所、もみじヶ丘児童館、よしおか放課後児童クラブ、宮床児童館の4館となります。

2、対象施設につきましては、令和2年度に実施しました大和町子育て支援施設長寿命化計画の施設評価により、優先順位の高いもみじヶ丘児童館について令和5年度に改修工事の実施設計を実施し、今年度に長寿命化改修工事を実施いたすものでございます。

3、工事の概要につきましては、施設名もみじヶ丘児童館、所在地、大和町もみじヶ丘三丁目32番地の2、構造、鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延床面積、646.14平米、改修内容、屋根、軒天、外壁、内壁への塗装改修、大便器の洋式化、遊戯室へのエアコン設置、照明のLED化となります。

2ページにつきましては、位置図となります。

3ページにつきましては、平面図となります。

4ページにつきましては、施設北側の立面図となります。

5ページにつきましても、南側の立面図となります。

6ページにつきましては、東側及び西側の立面図となります。

それでは、事項別明細書の8ページをお願いいたします。

12節につきましては、もみじヶ丘児童館長寿命化改修工事に係る施工管理業務に係る委託料をお願いするものであります。14節につきましては、もみじヶ丘児童館長寿命化改修に係る工事請負費をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、事項別明細書9ページ、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

今回の補正予算案には、今年度新たに実施する事業の関係予算を計上しております。

ので、初めに事業の概要をご説明いたします。

恐れ入りますが、健康推進課から提出しております別冊の議案説明資料（議案第47号関係）をご覧くださいますようお願いいたします。

説明資料表紙に記載しております3件につきまして、新たに実施する事業となるものでございます。

説明資料1ページをお願いいたします。

初めに、不妊検査費、不妊治療費助成事業でございます。

この事業のうち不妊検査費助成につきましては、昨年度まで宮城県が実施していた事業であり、宮城県内の出生率の低下に歯止めをかけるべく緊急対策として先進医療に係る不妊治療費の助成と併せ、今年度から事業の実施主体が県から市町村に移管され、県の補助事業となったものであります。

それでは、初めに、1、事業目的です。

不妊検査費の助成は、ご夫婦で不妊検査を受けた場合にその費用の一部助成をすることにより、早期の治療開始と子供を産み育てやすい環境をつくることを目的とするものです。

また、不妊検査費助成につきましては、令和4年度から不妊治療が保険適用となっておりますが、不妊治療と組み合わせて実施する先進医療分は全額自己負担であるため、その費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減と不妊治療に取り組みやすい環境をつくることを目的とするものであります。

続いて、2、事業内容です。

不妊検査費助成、不妊治療費助成ともに婚姻または事実婚関係にあるご夫婦を対象とし、検査や治療を開始した時点で妻の年齢が43歳未満であることを要件とします。不妊検査費の助成は、夫婦で共に検査を受けていることを要件とし、検査1回に限り3万円を上限とし、不妊治療費の助成は厚生労働省の承認を受けた先進医療実施医療機関で保険診療と併せて実施した先進医療1回当たり5万円を上限に助成するものとなります。妻の年齢によって助成回数に上限がございます。検査や治療を受けた後、町に申請していただきまして償還払いにより助成するという流れになります。申請の受付は、今回の予算承認をいただきました後、周知を行いまして8月頃から開始する予定ですが、今年の4月以降に受けた検査、不妊治療を対象とするものであります。

3、事業予算ですが、不妊治療費助成は宮城県の令和4年度の受付実績を参考とし、不妊治療費は保険適用前の令和3年度の実績を踏まえ、それぞれ見込み件数

を算出しているものであります。予算額は、歳出のほうを先に申し上げますが、不妊検査費助成費で25件分75万円、不妊治療費助成で40件分200万円、予算額合計275万円とし、県の補助率10分の10でございますので、町の助成額の全額を歳入の県補助金に計上しているものであります。

事業概要の説明は以上となります。

それでは、恐れ入りますが、一度、歳入歳出補正予算事項別明細書9ページにお戻りいただきまして、1目保健衛生総務費の欄をお願いいたします。

1節、7節、8節は、3月定例会議におきまして健康づくり推進協議会、自死予防対策連絡協議会を町の附属機関とする設置条例案をご可決いただきましたので、健康づくり推進協議会、自死予防対策連絡協議会の委員に対する従来の報償費の謝礼を報酬に組み替え、併せまして委員の費用弁償を計上するものであります。

また、食育推進会議につきましては、健康づくり推進協議会の統合に伴いまして委員の報酬を減額するものであります。

10節は食育推進会議の会議開催時のお茶代の減額、19節はご説明いたしました不妊検査費、不妊治療費の償還払助成の費用となるものであります。

次に、予防費でございます。

予防費につきましても新規事業2件の関係予算を計上しておりますので、事業の概要をご説明いたします。

再度、大変恐縮ですが、いま一度、説明資料の2ページ目をお願いしたいと思います。

初めに、おたふくかぜ予防接種費用助成事業についてご説明いたします。

おたふくかぜの予防接種は、現在、個人が任意で受けているものですが、おたふくかぜに感染した場合、髄膜炎や難聴など重大な合併症を引き起こすおそれもございます。県内では、約6割の22市町村におきまして感染予防と経済負担の軽減を図るため、こうした費用助成事業を実施している状況にございます。町でもこうした動向を踏まえまして、昨年度から助成事業の実施に向けて黒川医師会などと事前調査を進めておりました。今年度途中からとなりますが、今回新たに実施することとしたものであります。

それでは、1、事業目的です。

おたふくかぜの発症と重症化などを予防するとともに子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、予防接種費用の一部を助成するものであります。

2、事業内容につきまして、対象者は、住民登録のある満1歳から3歳未満の幼児

としまして、接種1回分4,000円を助成するものであります。助成方法は、黒川医師会所属の医療機関で予防接種を受ける場合、窓口で助成額の4,000円を差し引いた分だけをご負担いただくようになります。それ以外の医療機関で受けた場合につきましては、後日、町への申請により償還払いで助成をするものとなります。事業の開始は9月1日からとしますが、今年度途中からの開始となりますので、今年度4月以降に予防接種を受けた方についても償還払いにより助成することとしております。

3、事業予算についてですが、接種の対象満1歳から3歳未満の377人が対象となりますが、そのうち8割の305人が予防接種を受けると見込んでいるものであります。予算額は、助成費のうち医療機関への委託料として支払う分が62万円、保護者に償還払いで支払う分が60万円と見込んだものであります。そのほか予診票の印刷代、郵便料などを含めまして、事業費の合計としては128万4,000円となるものであります。

次に、説明資料3ページ目をお願いいたします。

高齢者の新型コロナウイルス予防接種費用助成事業についてであります。

これまで予防接種法に基づき生後6か月以上の方、全額公費で実施しておりました新型コロナウイルスの予防接種につきまして、今年度から重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者の方々を対象に定期接種として実施することとなっております。対象となる高齢者の経済的な負担軽減を図るため予防接種費用の一部助成を行うというものであります。

事業内容の前にワクチン接種費用の算定に関します経過のご説明をいたします。

国では、昨年末、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に向けて、ワクチン代、手技料合わせまして7,000円程度と見込んでおりましたが、その後、ワクチンメーカーからの聞き取りを行った結果、この見込みを大幅に超えたため、ワクチン代を1万1,600円程度に見直ししております。この当初の見込みからの増額分については、市町村の事前準備に支障を来すことのないよう増額分を国から助成金として支給するということが示されているところであります。国の助成金を含めると今年度の市町村の負担は7,000円程度となりますが、来年度以降、この助成金の支給については未定とされております。

2、事業内容についてですが、助成の対象者は予防接種の対象と同じになりますが、接種日時点で住民登録がある65歳以上の高齢者、併せまして60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓等の機能障害またはウイルスによる免疫機能障害を有する方となります。予防接種を受ける方の自己負担額を3,000円といたしまして、医療機関の窓口では自己負担分のみを支払い、残りは費用を町負担とするものであります。接種期間は、イ

ンフルエンザの予防接種と同様に10月1日から翌年1月までを予定としております。

3、事業予算ですが、予防接種の対象者数は表のとおりでございます。見込みといたしまして、65歳以上の方がその6割程度、60歳以上65歳未満の基礎疾患を有する方が10%程度と見込んでおりますが、予防接種を受ける方全体で4,174人と見込んだものであります。

資料4ページ目をお願いいたします。

予算額につきまして、現時点で新型コロナウイルスの予防接種費用がまだ確定していない状況にはございますが、接種費用1万5,300円、自己負担額を3,000円としまして歳入歳出それぞれの予算を計上いたしております。歳入は、国助成金といたしまして3,464万4,000円、歳出は、医療機関に対する委託料5,134万1,000円、指導料事務費分の委託費として21万円、予診票の印刷として17万2,000円となるものです。参考までに歳出から歳入を差し引きました町の負担額といたしましては、約1,700万円となるものです。

以上が事業の概要となります。

恐れ入りますが、歳入歳出補正予算事項別明細書9ページにお戻りをお願いいたします。

2目予防費の欄になります。

1節、7節は、先般の3月定例会議におきまして、先ほどの説明と同様に予防接種健康被害調査委員会を町の附属機関とする設置条例案を可決いただきましたので、報償費の委員の謝礼を報酬に組み替えるものであります。10節はおたふくかぜ、新型コロナウイルス予防接種費用助成事業に係る予診票の印刷代、11節は予防接種通知の郵便料金、12節は医療機関に対します予防接種業務の委託費、19節はおたふくかぜ予防接種費用の償還払助成分の予算を措置するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（今野善行君）

商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長（蜂谷祐士君）

続きまして、10ページをお開き願いたいと思います。

6款商工費でございます。

1項2目商工振興費の13節は、企業訪問用のレンタカー借上料であります。山梨県

及び長野県方面の年間５回の企業訪問をする際に、１泊２日の車借り上げ予算を当初より確保しておりましたが、訪問する企業数の見込みが多くなり、効率的な訪問にするには２泊３日の車の借り上げが必要となるため、今回増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、３目観光費の１０節及び１８節につきましては、若年層の人口流出という社会課題へのアプローチを目的として東京ガールズコレクションを企画制作する株式会社Ｗ ＴＯＫＹＯと七十七銀行のほか地方公共団体、大学等の教育機関の参加、協力を得ながら、産学官金の連携の下で課題である地域の若者との接点の創出、地域の魅力の再認識として地域からの発信を共同でプロジェクトすることを実施することで中長期的な行動変容、関係人口の流出などへつなげ、宮城に住みたい、宮城で働きたいの実現を目指す事業を８月１１日に仙台国際センター会場にて行われます。このプロジェクトにつきましては、若者が主体となって地域の魅力を発信し、地域に若者が訪れ、定着していく好循環を生み出すため、約半年を通じシティプロモーション、人材育成プログラム講習を実施するものでございます。参加表明いたしました地方自治体は、仙台市をはじめとする９市町村、大学は、東北大学、東北学院大学、東北工業大学の３大学であり、１自治体から８名の職員を選出して参加し、ＳＮＳセミナーを３回受講し、６０秒以内の動画を作成し、ＴｉｋＴｏｋにて公開発信するものでございます。大和町からは８作品を出す予定でございます。今回の補正は、８月１１日に開催されますイベント会場内の大和町ブース及び動画作品までの人材育成プログラムに関わる負担金、さらには大和町の観光ＰＲを行うためのノベルティーの消耗品費の追加増額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、７款２項２目道路新設改良費につきましては、財源の組替えでございます。

次に、３項１目河川費でございます。

１２節につきましては、宮城県が進めております新産業廃棄物最終処分場整備に関します周辺環境整備事業として昨年度に準用河川窪川の支障木伐採事業を予定しており

ましたが、処分場整備地周辺行政区より河川整備の要望をいただきましたことから、昨年度は支障木伐採を取りやめ宮城県とも調整を行いましたところ、今回改めて地区の要望等をお聞きしながら計画を行うための河川整備に係ります設計費をお願いするものでございます。

以上でございます。

なお、次ページ以降は会計年度任用職員の手当等になりますので、一般会計歳出予算につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第47号の説明を終わります。

日程第5「議案第48号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第5、議案第48号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、議案書65ページをお願いいたします。

議案第48号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,152万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書22ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節は、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴うシステム改修に係ります補助金の交付見込みにより500万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 12 節は、法改正によりまして本年12月 2 日以降、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い保険証が発行されなくなることが予定されております。このことから、マイナンバーカードを保険証として利用登録されていない被保険者が制度改正により混乱することなく、引き続き安心して必要な保険診療が受けられますよう保険証の代わりとなります資格確認書の交付機能の追加等、所要のシステム改修を行うため業務委託料500万円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第48号の説明を終わります。

日程第 6 「議案第 4 9 号 令和 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第 6、議案第49号 令和 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、議案書67ページをお願いいたします。あわせて、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第 1 号）、24ページ以降になりますが、こちらにつきましてもご準備をお願いいたします。

議案第49号 令和 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 6 年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億726万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、68ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書の24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計から町負担分といたしまして繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費並びに4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の3節及び4節は、会計年度任用職員の勤勉手当とそれに係る共済組合負担金の予算を措置するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第49号の説明を終わります。

日程第7「議案第50号 令和6年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第7、議案第50号 令和6年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書69ページをお願いいたします。

議案第50号 令和6年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度大和町の吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきまして、第1表債務負担行為によるものでございます。

議案書70ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為でございます。なお、あわせまして、令和6年度大和町吉岡西部土地地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）の28ページをお願いいたします。

こちらは、事業地内の移転対象者16名分の移転補償費につきまして、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額としまして1億3,980万9,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第50号の説明を終わります。

日程第8「議案第51号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第51号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書71ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和6年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）をお願いいたします。

議案第51号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

初めに、総則であります。

第1条令和6年度大和町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第2条令和6年度大和町水道事業会計予算、第3条に定めました収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

支出であります。

1 款水道事業費用に59万1,000円を増額し、合計9億2,780万5,000円に、同じくその下段、1 項営業費用にも同額を増額し、合計9億1,236万1,000円とするものでございます。

続きまして、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。

第3条予算、第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1) 職員給与費を5,040万3,000円とするものでございます。

それでは、実施計画書30ページの令和6年度大和町水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目上排水費につきまして、窓口補助等業務を行っております会計年度任用職員2名分、6月支給分の勤勉手当51万5,000円及び共済組合負担金7万6,000円につきましてお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

以上で議案第51号の説明を終わります。

日程第9「議案第52号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」

議 長 (今野善行君)

日程第9、議案第52号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

それでは、議案書72ページをお願いいたします。

議案第52号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

今回の規約の変更の趣旨につきましては、令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、また、令和5年12月に同法の施行期日を定める政令の公布によりまして、本年12月2日、以下基準日とさせていただきますが、以降、マイナンバーカードと被保険者証が

一体化されることに伴いまして被保険者証が発行されなくなることが予定されております。このことから、基準日以降、利用登録されていない被保険者が制度改正により混乱することなく引き続き安心して必要な保険診療が受けられますよう健康保険の資格情報を明らかにするため、氏名、生年月日、記号番号及び保険者情報等を記載した被保険者証の代わりとなります資格確認書を職権で交付することとしております。これまでの被保険者証の名称の変更に伴いまして宮城県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を行うものでございます。

議案書72ページでございます。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の3第1項の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することにつきまして、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

73ページをお願いいたします。別紙でございます。

宮城県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1中に被保険者証及び資格証明書の引渡しを、2、資格確認書等の引渡しに、3、被保険者証及び資格確認証の返還の受付を、3、資格確認書等の返還の受付に改めるものでございます。

別冊の議案説明資料（議案第52号関係）をお願いいたします。

広域連合規約の新旧対照表でございます。

第4条広域連合の処理に関する事務中、ただし書におきまして、別表第1に定める事務については、関係市町村において行うことと規定されております。

別表第1中、改正前の2、被保険者証及び資格証明書の引渡し、3、被保険者証及び資格証明書の返還の受付の部分の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等と改めるものでございます。引渡しや返還受付の対象の名称が変更となるものでございます。

議案書73ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行日につきましては、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第52号の説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明日の午後 1 時30分です。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 5 9 分 延 会